

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	64 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	46 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	101 件
国民年金関係	69 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

私は、平成12年4月に勤務先を変えた際、国民年金の未加入期間があることを知り、市役所の窓口で国民健康保険とともに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、国民年金未加入期間とされた申立期間の1か月を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、上記のとおり、オンライン記録上、未加入期間とされているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人は平成12年3月12日に国民年金被保険者資格を取得し、同年4月1日に資格喪失した旨が記載されていること、及び申立人は、同年5月31日に転居しており、転居先の市の申立人の国民年金異動履歴照会結果により、申立人が同日転入の届出をした際に、12年3月12日資格取得及び同年4月1日資格喪失の事務処理がなされたことが確認できることから、申立期間が未加入期間とされる理由は無く、強制加入被保険者期間であると認められる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、平成13年8月23日に作成された未加入期間適用勧奨対象者一覧表に記載され、当該時点で未加入であり、その後も加入手続がなされず、申立期間が未加入期間とされていることが確認できるが、上記のとおり、申立期間に係る資格取得手続が行われていることは明確な事実であることから、当該加入勧奨等の記録自体に誤りがあったか、又は当該加入勧奨等の記録に誤りが無かったとすれば、上記の転入先市における社会保険事務所（当時）に対する申立期間に係る資格取得の報告若

しくは社会保険事務所におけるその報告の受理に係る事務処理に誤りがあつたとしか考えられない。

当該勸奨等の記録が誤りであった場合には、申立人は申立期間の保険料納付書を受け取っていたものと考えられること、行政側における資格取得の報告又はその受理に係る事務処理に誤りがあつた場合には、申立人が必要な手続を行ったにもかかわらず、行政側においてなされるべき資格取得、保険料納付書作成等の必要な事務処理がなされないまま長時間経過してしまったものと考えられるが、保険料納付の機会を逸したことを申立人の責に帰すべきではないことなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 56 年 2 月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、怠ることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和50年9月に払い出されており、申立人は、同年12月以降、国民年金未加入期間とされている申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、未加入期間とされているが、申立人は、資格喪失の手続をしたことはないと説明しており、当時申立人は被用者年金の被保険者ではなく、かつ、その配偶者でもなかったことから、申立期間は本来強制加入被保険者となる期間である上、申立期間に係る資格喪失日は、申立人の所持する年金手帳では昭和55年8月1日と、オンライン記録では同年5月1日とされており、不整合が認められるなど、申立期間の未加入の記録を疑わせる事情が認められる。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和55年4月分の保険料は納付済みであることから、55年度分の保険料納付書を受け取っていたものと考えられ、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8815

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月

私は、平成13年に郵便局で申立期間の国民年金保険料として1万3,300円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、オンライン記録によると、納付方法を口座振替に切り替えた14年7月より前の保険料はすべて納期限内に納付していることが確認でき、申立期間は1か月と短期間であること、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から56年3月まで
② 昭和57年10月から同年12月まで

私は、会社を昭和55年5月に退職し、退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。申立期間②の保険料は、58年5月に結婚した後しばらくして、私が過年度納付の手続を区役所で行い、さかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間は3か月と短期間であり、当該申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は「過年度納付の手続を区役所で行い、2回に分けて納付した。」と述べており、申立人が所持している領収証書により、申立期間直後の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当初、「会社を退職後の昭和55年5月に国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料を現年度納付した。」と述べていたものの、申立人の国民年金の手帳記号番号は、56年6月に払い出されており、その後、申立人は、「昭和55年5月の加入時期は記憶違いであり、保険料を納付していないと思う。」と述べている。このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立人の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月に国民年金に加入し、自分の国民年金保険料と夫の保険料を常に一緒に納付してきた。夫の保険料が納付済みなのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の手帳記号番号払出簿によれば、申立人は、昭和 38 年 10 月ごろに夫と一緒に国民年金に加入していることが確認でき、また、国民年金被保険者台帳から、申立人の国民年金保険料の納付日は、納付日の確認できるすべてにおいて、その夫の納付日と同一の日となっていることが確認できることから、常に一緒に保険料を納付したとする申立人の主張に一定の整合性が見受けられる。

また、申立人の申立期間について、その夫は自身の保険料を第 1 回特例納付の実施期間中に保険料を納付しているが、申立人がその夫と同様に同特例納付により、申立期間の保険料を納付することは可能である。

さらに、申立期間の前後を通じて夫婦の経営する小売店の経営は安定し、申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年9月までの期間及び44年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から同年9月まで
② 昭和44年12月から45年3月まで

私は、昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す押印がある国民年金手帳を所持している。社会保険事務所（当時）で還付されていると説明を受けたが、私は保険料の還付を受けた憶えは無く、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間を含む昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料を現年度納付したことは、申立人が所持する国民年金手帳の検認印により確認できる一方、申立人に係る特殊台帳には「還付、昭和44年3月から45年3月まで、3,250円」と還付に関する記録が確認できる。

しかし、この特殊台帳には還付期間及び還付金額のみが記載され、還付決定日等は記載されていないこと、申立期間①及び②の間の昭和44年10月及び同年11月の保険料は、当初未納と記録されていたが、申立人が所持する上記検認印のある年金手帳に基づき、平成21年12月16日に未納から納付済みに年金記録が訂正されていること、昭和59年5月作成の年度別納付状況リストには還付された記録が記載されていないこと、申立人は還付を受けた記憶が無いことなどを勘案すると、還付を受けていないとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立人の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親に納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人は当該期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする母親及び父親も 49 年 4 月以降 60 歳到達時までの保険料をすべて納付しているほか、申立人の国民年金の手帳記号番号は 58 年 10 月ごろに払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、母親が保険料をさかのぼって納付したとの記憶について申立人から聴取し、総合的に勘案した結果、母親は保険料をさかのぼって納付したものと認められることなど、母親が当該期間の保険料を納付したとの申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の上記の手帳記号番号の払出時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に付加年金に加入してから、国民年金の定額保険料と付加保険料をずっと一緒に納付しており、途中で定額保険料だけを納付した記憶は無い。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の付加年金に加入した昭和 59 年 2 月以降、申立期間を除き、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は付加保険料を含む保険料は、定期的に 1 枚の納付書で納付したと説明しており、保険料の納付方法の記憶は具体的であり、当時の付加保険料の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする金額は、当時の付加保険料を含む保険料額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録で、申立期間の定額保険料は「A 現自」とされているが、過年度納付書が作成された記録は無い上、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶、通常の納付書とは異なる形式の納付書で納付した記憶及び定額保険料だけを納付した記憶は無いと説明しており、申立期間前後の付加保険料を含む保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から59年6月まで

私は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。保険料の納付を止めた記憶は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前の昭和55年12月の退職に伴う厚生年金保険から国民年金への切替手続及び申立期間後の同様の2度の切替手続を適切に行っている上、申立期間当時、同居していた母親は、昭和50年11月に任意加入して以降、申立期間を含め60歳までの保険料をすべて納付している。

また、戸籍の附票においても、申立期間並びにその直前及び直後の期間に申立人は転居していないため、申立期間に係る納付書は送付され続けていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで
私は、会社を退職した後は郵便局などで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び次の就職先の試用期間であった平成12年6月を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していること、また、オンライン記録により申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

私の母は、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。母は、申立期間当時は父、兄及び私の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、私の分だけを未納のままにすることは考えられないと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間の 1 回のみである上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を一緒に納付していたとする両親は、国民年金制度発足当初から 60 歳到達時までの保険料を完納し、兄も、4 か月分を除き保険料をすべて納付していることなど申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年4月から同年7月まで
② 昭和58年4月から同年9月まで
③ 昭和63年8月から平成2年8月まで

私は、会社を退職して、国民年金に加入した際に、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は定期的に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、国民年金に加入した際にさかのぼって納付できる期間の国民年金保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和59年10月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当該期間直後の保険料を過年度納付していることがオンライン記録から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間に係る昭和57年4月21日の被保険者資格取得及び同年8月5日の資格喪失は、59年12月24日に記録追加されたものであることがオンライン記録から確認でき、当該記録追加時点までは当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該記録追加時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 59 年 10 月の国民年金の加入手続時にさかのぼって納付した後は、保険料を定期的に納付していたと説明しているが、当該期間の保険料の納付頻度及び保険料額についての記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から59年9月まで
② 昭和61年10月
③ 平成6年1月及び同年2月

私は、昭和50年9月に会社を退職後、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人は、当該期間直前の期間の国民年金保険料を現年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、当該期間について、昭和59年6月を除き国民年金の被保険者であったことの記載が無く、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者であったことによる任意加入対象期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、59年6月は元夫の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴って強制加入対象期間となったものであるが、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧であり、元夫は、当該期間が国民年金に未加入であること、オンライン記録から、申立人の同年7月から9月までの保険料は61年12月に還付されたことが確認できることなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、元夫が当該期間直後の昭和61年11月に厚生年金保険適用事業所に就職し、当該期間においては厚生年金保険の被保険者でなかったことが判明したことから、当該期間直後の61年11月1日付けで第3号被保険者の届出が必要であるとする区役所からの平成元年11月4日付けの通知文書を所持しており、当該期間当時は第3号被保険者期間とされており、納付書は発行されなかったと考えられること、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付したとは主張していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

私は、申立期間を含む平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、4年11月から5年3月までの保険料の還付は受けていない。申立期間のうち国民年金に未加入で保険料が未納とされている平成4年11月及び同年12月を納付済みとし、5年1月から同年3月までの保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年11月及び同年12月については、申立人は、4年11月24日に発行された納付書で当該期間を含む4年10月から5年3月までの保険料を5年1月13日に納付したことを示す領収証書を所持しているものの、オンライン記録では、申立人は4年11月17日に強制加入被保険者資格を喪失したとされ、申立期間の保険料は還付されたと記録されている。しかし、申立人が所持している年金手帳には、平成4年10月13日に強制加入被保険者資格を取得し、5年1月14日に任意加入した記載はあるものの、4年11月17日に強制加入被保険者資格を喪失したことは記載されていないほか、申立人は、4年11月16日に出国しているものの、5年1月4日に帰国した後、同年1月15日から6年1月14日までの査証（ビザ）を5年1月6日に受領し、同年1月16日に出国していることがパスポートで確認できることなどを勘案すると、5年1月15日前後までの期間は強制加入被保険者期間と推認することが合理的であり、当時の行政側の事務処理が適切でなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間については、

申立人は、申立期間の保険料の還付を受けた記憶は無いと説明しているが、オンライン記録には還付対象期間、還付金額、還付決議日及び送金通知書の作成日が明確に記録されており、この記録内容に不合理な点はなく、当該期間の保険料の還付の事務処理は適切に行われたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 1 月に国民年金に任意加入し、付加保険料を含め国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料も納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月間と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 54 年 1 月から申立期間直前の 60 年 3 月までの期間は付加保険料を含めた保険料を納付しているほか、申立期間当時及びその前後の期間を通じて申立人の住所及び夫の職業等に変更は無く、生活状況に変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8881

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年6月まで

私は、会社退職と同時に国民年金に加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料の大部分を納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和51年2月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続及び種別変更手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 50 年 12 月まで

私は、時期は覚えていないが区出張所へ行った時に職員に勧められて夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、私の未納分の国民年金保険料を分割してさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人及びその夫の国民年金の手帳記号番号は 52 年 7 月ごろに連番で払い出されており、当該払出時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間であったほか、申立人は当該期間後の保険料はすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び納付時期の記憶が曖昧であるほか、上記手帳記号番号払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 12 月まで

私の妻は、時期は覚えていないが区出張所へ行った時に職員に勧められて夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、私の未納付分の国民年金保険料を分割してさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人及びその妻の国民年金の手帳記号番号は 52 年 7 月ごろに連番で払い出されており、当該払出時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人は当該期間後の保険料はすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付額及び納付時期の記憶が曖昧であるほか、上記手帳記号番号払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立人の妻は、別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年1月2日）及び資格取得日（昭和19年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和18年1月から同年4月までは80円、同年5月から19年5月までは90円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月2日から19年6月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、途中で辞めたことが無いので、被保険者であったことを認めてほしい。
（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者台帳によると、A社において昭和17年10月19日に資格を取得し、18年1月2日に資格を喪失後、19年6月1日に再度資格を取得しており、18年1月から19年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚は、「申立人は、本社の工場で計器の製造をしていた。時期は不明だが、他県の工場に異動し、その後、工場疎開の準備のため、B県に行った。会社を辞めたことは無かった。」と供述しており、申立人の妻も、「夫は、本社の工場に勤務し、終戦時はB県の工場に勤務していた。」と、供述も一致していることから、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚は、申立人と同様、「本社で計器の製造をし、B県では工場疎開の準備をしていた。」と供述しており、従業員の供述によると、A社には、本社やB県だけでなく、C県やD県にも工場があり、工場疎開のため、それらの工場に異動した同僚及び複数の従業員は、同社本社において厚生年金保険の被保険者記録が継続しているこ

とから、本社で一括して厚生年金保険の適用を行っていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額の記録から、昭和18年1月から同年4月までは80円、同年5月から19年5月までは90円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和20年8月に適用事業所でなくなっているため、確認がとれないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る18年1月から19年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年6月16日から22年9月1日までの期間について、申立人のA社B支店（現在は、A社B本社）における資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和19年6月から21年3月までは70円、同年4月から22年5月までは90円、同年6月から同年8月までは100円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年9月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における上記訂正後の被保険者資格喪失日（昭和22年9月1日）を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の昭和22年9月及び同年10月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月16日から22年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年6月16日から22年9月1日までの期間について、A社から提出のあった在籍証明書により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和19年6月16日に被保険者資格を喪失しているところ、申立人を含む複数名の備考欄外に「○で囲んだ『郵』」の表示が確認できることから、申立人は団体郵便年金保険に加入していたと認められる。

さらに、管轄年金事務センターから提出のあった「団体郵便年金制度と厚生年金保険法との関係について」の資料によると、団体郵便年金加入者について、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という三つの調整が行われている上、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として資格喪失年月日を定め、厚生年金保険の被保険者期間と認めることが記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は、上記資料により有効とされる昭和 22 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 19 年 6 月から 21 年 3 月までは 70 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 90 円、同年 6 月から同年 8 月までは 100 円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和 22 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、上記在籍証明書により、申立人がA社に当該期間も継続して勤務していたことが確認できる上、21 年 7 月 16 日に同社B支店から同社C支店に異動したことが記載されている。

一方、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 11 月 1 日と確認でき、当該期間は適用事業所となっていない。しかし、適用事業所となった日に資格取得している者の加入記録を確認すると、適用事業所となる前は同社B支店において加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B支店において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社同支店における上記訂正後の被保険者資格喪失日（昭和 22 年 9 月 1 日）を昭和 22 年 11 月 1 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社C支店における昭和 22 年 11 月の社会保険事務所の記録から、100 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同法人に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出されたA法人発行の退職辞令書並びに同法人から提出された昭和 57 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び退職金帳簿から、申立人が同法人に同年 6 月 30 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる給与額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年5月24日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を、また、同年7月28日に同資格を取得し、同年10月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年5月及び同年7月は65円、同年8月及び同年9月は75円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年7月ごろから同年10月ごろまで
② 昭和18年2月ごろから同年10月ごろまで

A社に勤務していた申立期間①の労働者年金保険の加入記録及びB社（後に、C社）に勤務していた申立期間②の船員保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間を労働者年金保険、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人と生年月日が異なるが、同姓同名の者について、船舶所有者のDに係る船員保険被保険者名簿に、資格取得日が昭和18年5月24日、資格喪失日が同年6月1日となっている記録が確認でき、また、B社に係る船員保険被保険者名簿に、資格取得日が同年7月28日（同年8月26日において同日喪失取得）、資格喪失日が同年10月15日となっている記録が確認できる。

一方、申立人は、B社に勤務していたとしているところ、申立人の同社の所在地や入社経緯、乗船していた船舶の運航時期や寄港地、船長や同僚の名前及び当時戦時中のため、機帆船は国により統制を受けていたことを鮮明に記憶していることから判断すると、申立人は、当該期間において、B社及びD所有の船舶に船員として乗船していたことが認められる。

また、当該被保険者記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていない上、申立人が供述する乗船していた船舶についての昭和18年5月の

運航や同年 10 月の下船の内容はほぼ合致していることから、上記各船員保険被保険者名簿における当該被保険者記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人がD所有の船舶において昭和 18 年 5 月 24 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出、また、B社において同年 7 月 28 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 10 月 15 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記各船員保険被保険者名簿に記載されている申立人に係る未統合の船員保険被保険者の記録から、昭和 18 年 5 月及び同年 7 月は 65 円（6 等級）、同年 8 月及び同年 9 月は 75 円（7 等級）とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 18 年 2 月から同年 5 月 24 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 7 月 28 日までの期間については、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、申立人のA社E事業所における従業務等の詳細な供述から判断すると、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該期間に被保険者であった従業員に照会をしたが、回答のあった全員が申立人を記憶しておらず、当該従業員の中には、通常、正社員はいったん養成所に入所するが、申立人が従事していたとする業務は、養成所に入所する必要のない簡単な仕事であったと思うと供述する者があった。

また、申立人が同時期に勤務していたとする申立人の父は、上記被保険者名簿において確認することができない。

なお、A社E事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社本社 of 担当者は、同社E事業所に関する申立期間①当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態や労働者年金保険料の控除について確認することはできないと供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、9年3月から同年12月までは22万円、10年1月から11年12月までは19万円、12年1月から同年3月までは22万円、同年4月から同年12月までは24万円、13年1月から同年12月までは20万円、14年1月から同年12月までは22万円、15年1月から同年3月までは12万6,000円、同年4月から同年12月までは15万円、16年1月から同年3月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から16年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社の事業主及び同社元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された平成10年分、12年分給与所得の源泉徴収票並びに申立人が申立期間当時居住していた自治体から提出された申立人に係る15年度、16年度の特別区民税・都民税申告書の写し及び17年度給与支払報告書の写しにおいて、社会保険料等の金額が記載されていることが確認できる。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、当時の資料は無く、詳細は不明であると供述している。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与所得の源泉徴収票等において確認できる保険料控除額から、平成9年3月から同年12月までは22万円、10年1月から11年12月までは19万円、12年1月から同年3月までは22万円、同年4月から同年12月までは24万円、13年1月から同年12月までは20万円、14年1月から同年12月までは22万円、15年1月から同年3月までは12万6,000円、同年4月から同年12月までは15万円、16年1月から同年3月までは32万円とすることが妥当である。

一方、申立てに係るA社は、オンライン記録によると、平成9年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社の法人登記簿には解散等の記載は無く、上述の事業主及び同僚の供述から判断すると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、A社が平成9年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、事業主は同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、厚生年金保険の適用事業所となることを社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立期間に係る同年3月から16年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、5年10月から6年2月までの標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月の標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年5月1日まで

A社及びB社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、A社で勤務した期間の標準報酬月額が給与の額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成5年10月から6年2月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同年3月24日付けで、5年10月1日にさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社が適用事業所に該当しなくなった6年3月31日まで同社に在籍していた従業員26名について、申立人と同様に、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から

経営責任を指摘され、役員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げた。」と供述していることから、当該期間当時、同社において社会保険料の滞納があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理は、事実に即したものととは考え難く、申立人について5年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た34万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、さかのぼって同年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚は、「当該期間も含めてA社及び関連会社のB社に継続して勤務しており、申立人と一緒に仕事をしていた。」と供述しているところ、当該同僚が保管している本人分の源泉徴収票により異動日は平成6年4月1日であることが確認できることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成6年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の遡^{そきゅう}及処理を社会保険事務所が行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、申立人がB社で資格を取得した日と同日である同年4月1日であると認められる。

また、平成6年3月の標準報酬月額については、申立人のA社における遡^{そきゅう}及処理前のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びB社の同僚の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該期間について、上記同僚が保管している本人分の源泉徴収票により、平成6年4月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人についても、同様に保険料が控除されていたものと考えられる。

一方、オンライン記録では、B社は平成6年5月1日に適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、B社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年4月の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から判断して、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていないながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月4日から6年3月31日までの期間について、申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、5年10月から6年2月までの標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月4日から6年5月1日まで

A社及びB社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、A社で勤務した期間の標準報酬月額が給与の額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成5年10月から6年2月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同年3月24日付けで、5年10月4日にさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社が適用事業所に該当しなくなった6年3月31日まで同社に在籍していた従業員26名について、申立人と同様に、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から

経営責任を指摘され、役員の標準報酬月額をさかのぼって引き下げた。」と供述していることから、当該期間当時、同社において社会保険料の滞納があったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理は、事実に即したものととは考え難く、申立人について5年10月4日にさかのぼって標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た36万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、さかのぼって同年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚は、「当該期間も含めてA社及び関連会社のB社に継続して勤務しており、申立人と一緒に仕事をしていた。」と供述しているところ、当該同僚が保管している本人分の源泉徴収票により異動日は平成6年4月1日であることが確認できることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成6年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の遡^{そきゆう}及処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、申立人がB社で資格を取得した日と同日である同年4月1日であると認められる。

また、平成6年3月の標準報酬月額については、申立人のA社における遡^{そきゆう}及処理前のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びB社の同僚の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該期間について、上記同僚が保管している本人分の源泉徴収票により、平成6年4月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人についても、同様に保険料が控除されていたものと考えられる。

一方、オンライン記録では、B社は平成6年5月1日に適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、B社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年4月の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から判断して、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事

業主は不明としているが、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしては
ながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主
は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和36年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月31日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和35年7月1日から39年3月20日まで
③ 昭和39年8月31日から同年9月1日まで
④ 昭和39年12月1日から40年5月20日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及びC社で勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無く、また、B社に勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間④の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

申立期間①、②、③及び④のすべての給与明細書等を提出するので、正しい被保険

者期間及び標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された賃金支払明細書から、申立人がA社に勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年6月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

しかし、申立人及び複数の従業員は、申立期間①当時、A社では板金工、塗装工、機械工等を合わせて10人程度勤務していた旨供述しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、賃金支払明細書において確認できる保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の昭和33年5月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 B社に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間④について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

したがって、申立期間②のうち、昭和36年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額（いずれも3万6,000円）が、オンライン記録の標準報酬月額（2万6,000円）を上回ることから、3万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち昭和35年7月から36年8月までの期間及び同年10月か

ら 39 年 1 月までの期間は、オンライン記録の標準報酬月額が、認定すべき標準報酬月額（厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額）と同額であることが確認でき、同年 2 月については、オンライン記録の標準報酬月額が、認定すべき標準報酬月額（厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額）よりも高いことが確認できることから特例法による記録訂正を行うことはできない。

また、申立期間④については、オンライン記録の標準報酬月額が、認定すべき標準報酬月額（厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額）と同額であることが確認できることから特例法による記録訂正を行うことはできない。

3 申立期間③については、申立人から提出された給料支払明細書及び当時の給与担当者の供述から判断すると、申立人が C 社に勤務し、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる支給額から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間に同事務所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、45 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかった

ことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 22 日は 18 万 7,000 円、16 年 6 月 20 日は 58 万円、同年 12 月 20 日は 65 万円、17 年 6 月 20 日及び同年 12 月 20 日は 85 万円、18 年 6 月 20 日は 90 万円、同年 12 月 20 日は 120 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 15 年 12 月 22 日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 6 月 20 日
③ 平成 16 年 12 月 20 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 6 月 20 日
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違している上、申立期間②ないし⑦に同事務所から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①ないし⑦の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによ

り、申立人は、申立期間①ないし⑦に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし⑦に係る標準賞与額については、上記貸金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 18 万 7,000 円、申立期間②は 58 万円、申立期間③は 65 万円、申立期間④及び⑤は 85 万円、申立期間⑥は 90 万円、申立期間⑦は 120 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立期間①に申立人に支払った賞与の額とは異なる賞与額を届け出していたこと及び申立期間②ないし⑦に申立人に支払った賞与の額に係る届出を提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 22 日及び 16 年 6 月 20 日は 100 万円、同年 12 月 20 日及び 17 年 6 月 20 日は 110 万円、同年 12 月 20 日、18 年 6 月 20 日及び同年 12 月 20 日はいずれも 120 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 15 年 12 月 22 日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 6 月 20 日
③ 平成 16 年 12 月 20 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 6 月 20 日
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違している上、申立期間②ないし⑦に同事務所から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①ないし⑦の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによ

り、申立人は、申立期間①ないし⑦に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし⑦に係る標準賞与額については、上記貸金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①及び②は100万円、申立期間③及び④は110万円、申立期間⑤ないし⑦は120万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立期間①に申立人に支払った賞与の額とは異なる賞与額を届け出たこと及び申立期間②ないし⑦に申立人に支払った賞与の額に係る届出を提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 22 日は 18 万 7,000 円、16 年 6 月 20 日は 58 万円、同年 12 月 20 日は 65 万円、17 年 6 月 20 日及び同年 12 月 20 日は 80 万円、18 年 6 月 20 日は 90 万円、同年 12 月 20 日は 110 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 15 年 12 月 22 日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 6 月 20 日
③ 平成 16 年 12 月 20 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 6 月 20 日
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違している上、申立期間②ないし⑦に同事務所から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①ないし⑦の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによ

り、申立人は、申立期間①ないし⑦に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし⑦に係る標準賞与額については、上記貸金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 18 万 7,000 円、申立期間②は 58 万円、申立期間③は 65 万円、申立期間④及び⑤は 80 万円、申立期間⑥は 90 万円、申立期間⑦は 110 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立期間①に申立人に支払った賞与の額とは異なる賞与額を届け出していたこと及び申立期間②ないし⑦に申立人に支払った賞与の額に係る届出を提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 22 日は 150 万円、16 年 6 月 20 日は 120 万円、同年 12 月 20 日は 145 万円、17 年 6 月 20 日、同年 12 月 20 日、18 年 6 月 20 日及び同年 12 月 20 日はいずれも 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 15 年 12 月 22 日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 6 月 20 日
③ 平成 16 年 12 月 20 日
④ 平成 17 年 6 月 20 日
⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
⑥ 平成 18 年 6 月 20 日
⑦ 平成 18 年 12 月 20 日

A 事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違している上、申立期間②ないし⑦に同事務所から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①ないし⑦の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによ

り、申立人は、申立期間①ないし⑦に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし⑦に係る標準賞与額については、上記貸金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は150万円、申立期間②は120万円、申立期間③は145万円、申立期間④ないし⑦は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立期間①に申立人に支払った賞与の額とは異なる賞与額を届け出していたこと及び申立期間②ないし⑦に申立人に支払った賞与の額に係る届出を提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日は150万円、16年6月20日は140万円、同年12月20日及び17年6月20日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成15年12月22日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年6月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年6月20日

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違している上、申立期間②ないし④に同事務所から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①ないし④の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間①ないし④に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし④に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は150万円、申立期間②は140万円、申立期間③及び④は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立期間①に申立人に支払った賞与の額とは異なる賞与額を届け出していたこと及び申立期間②ないし④に申立人に支払った賞与の額に係る届出を提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日、16年6月20日、同年12月20日及び17年6月20日のいずれも150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成15年12月22日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年6月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年6月20日

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違している上、申立期間②ないし④に同事務所から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①ないし④の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間①ないし④に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし④に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①ないし④のいずれも150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して、申立期間①に申立人に支払った賞与の額とは異なる賞与額を届け出たこと及び申立期間②ないし④に申立人に支払った賞与の額に係る届出を提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（申立期間①については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別紙一覧表参照）

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間に同事務所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事務所は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同事務所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおい

て確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12723	男		昭和35年生		平成16年12月20日	55万 円
					平成17年 6月20日	30万 円
					平成17年12月20日	20万 円
					平成18年 4月20日	150万 円
					平成18年12月20日	125万 円
12724	男		昭和43年生		平成16年 6月20日	113万 7,000 円
					平成16年12月20日	113万 7,000 円
					平成17年 6月20日	115万 1,000 円
					平成18年12月20日	30万 円
12725	男		昭和43年生		平成16年 6月20日	110万 9,000 円
					平成16年12月20日	110万 9,000 円
					平成17年 6月20日	112万 3,000 円
					平成18年12月20日	30万 円
12726	男		昭和42年生		平成16年12月20日	55万 円
					平成17年 6月20日	30万 円
					平成17年12月20日	20万 円
					平成18年 4月20日	150万 円
					平成18年12月20日	150万 円
12727	男		昭和33年生		平成16年 6月20日	122万 2,000 円
					平成16年12月20日	122万 2,000 円
					平成17年 6月20日	122万 8,000 円
					平成17年12月20日	122万 8,000 円
					平成18年 6月20日	123万 8,000 円
					平成18年12月20日	128万 8,000 円
12728	男		昭和38年生		平成16年 6月20日	125万 8,000 円
					平成16年12月20日	125万 8,000 円
					平成17年 6月20日	126万 8,000 円
					平成18年12月20日	48万 7,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12729	女		昭和52年生		平成16年 6月20日	46万 4,000円
					平成16年12月20日	47万 4,000円
					平成17年 6月20日	47万 9,000円
					平成17年12月20日	45万 9,000円
					平成18年 6月20日	46万 4,000円
					平成18年12月20日	49万 4,000円
12730	男		昭和48年生		平成16年 6月20日	51万 9,000円
					平成16年12月20日	60万 9,000円
					平成17年 6月20日	76万 9,000円
					平成17年12月20日	64万 円
					平成18年 6月20日	77万 7,000円
					平成18年12月20日	82万 7,000円
12731	男		昭和45年生		平成16年 6月20日	60万 9,000円
					平成16年12月20日	60万 9,000円
					平成17年 6月20日	61万 4,000円
					平成17年12月20日	61万 4,000円
					平成18年 6月20日	61万 8,000円
					平成18年12月20日	64万 8,000円
12732	女		昭和49年生		平成16年 6月20日	48万 3,000円
					平成16年12月20日	48万 3,000円
					平成17年 6月20日	48万 7,000円
					平成17年12月20日	48万 7,000円
					平成18年 6月20日	49万 1,000円
					平成18年12月20日	51万 1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
12733	男		昭和54年生		平成16年 6月20日	56万 4,000円
					平成16年12月20日	56万 4,000円
					平成17年 6月20日	57万 2,000円
					平成17年12月20日	57万 2,000円
					平成18年 6月20日	58万 円
					平成18年12月20日	68万 円
12734	男		昭和52年生		平成16年 6月20日	56万 4,000円
					平成16年12月20日	56万 4,000円
					平成17年 6月20日	57万 2,000円
					平成17年12月20日	57万 2,000円
					平成18年 6月20日	58万 円
					平成18年12月20日	58万 円
12735	男		昭和25年生		平成18年12月20日	50万 円
12736	女		昭和34年生		平成16年 6月20日	135万 6,000円
					平成16年12月20日	135万 6,000円
					平成17年 6月20日	136万 2,000円
					平成17年 9月20日	39万 円
12737	男		昭和47年生		平成16年 6月20日	100万 6,000円
					平成16年12月20日	100万 6,000円
					平成17年 6月20日	101万 8,000円
					平成17年12月20日	101万 8,000円
					平成18年 6月20日	103万 8,000円
					平成18年12月20日	115万 8,000円
					平成19年 6月20日	114万 8,000円
12738	女		昭和35年生		平成16年 6月20日	83万 7,000円
					平成16年12月20日	62万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成13年7月から同年9月までの期間を10万4,000円、14年8月及び同年9月を11万円、16年10月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から18年12月1日まで

A社（平成12年3月15日にB社に商号変更）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与の報酬月額と相違している。給与明細書等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年7月から同年9月までの期間、14年8月、同年9月及び16年10月について、申立人から提出された13年7月から同年9月までの期間、14年8月及び同年9月の給与明細書並びに事業主から提出された16年10月の給与明細一覧表により、当該期間について申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年7月から同年9月までの期間、14年8月及び同年9月の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13年7月から同年9月までは10万4,000円、14年8月及び同年9月は11万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成16年10月の標準報酬月額については、上記給与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が納付していないことを認めていることから、事業主はこれを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年4月から同年9月までの期間、12年10月から13年6月までの期間及び同年10月から14年7月までの期間について、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、15年12月から16年9月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間については、上記給与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、それぞれオンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正は行わない。

また、申立期間のうち、平成10年10月から12年9月までの期間については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、18年9月から同年11月までの期間については、上記給与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、それぞれオンライン記録より低いことが確認できることから、特例法の対象に当たらないためあっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成5年2月から10年3月までの期間及び14年10月から15年11月までの期間については、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、また、事業主も当該期間の給与明細一覧表を所持していないことから、申立人の当該期間における標準報酬月額を推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、平成5年2月から10年3月までの期間及び14年10月から15年11月までの期間について、申立人がその主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月21日から同年9月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社からの回答及び同社から提出された社員原簿により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和48年9月1日に同社B支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 12 月 8 日は 18 万円、19 年 7 月 9 日は 36 万円、同年 12 月 10 日は 39 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 8 日
② 平成 19 年 7 月 9 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支払明細書により、申立人は、平成 18 年 12 月 8 日、19 年 7 月 9 日及び同年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与金支払明細書において確認

できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日は18万円、19年7月9日は36万円、同年12月10日は39万円とすることが必要である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 12 月 8 日は 28 万円、19 年 7 月 9 日は 56 万円、同年 12 月 10 日は 68 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 8 日
② 平成 19 年 7 月 9 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支払明細書により、申立人は、平成 18 年 12 月 8 日、19 年 7 月 9 日及び同年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与金支払明細書において確認

できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日は28万円、19年7月9日は56万円、同年12月10日は68万3,000円とすることが必要である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月10日
② 平成18年6月9日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与金明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与金明細書により、申立人は、申立期間①及び②に、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料をそれぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日は昭和20年10月11日であると認められることから、申立期間の同社本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人のA社C出張所における資格取得日は昭和20年10月11日であると認められることから、申立期間の同社同出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年10月から21年9月までの期間の標準報酬月額については、180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から21年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和20年3月10日から同年10月11日までの期間について、B社から提出のあった社員名簿から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務（昭和20年10月11日付けで同社本社から同社C出張所に異動）していることが確認できる。

また、B社は、「申立人は正社員であり、厚生年金保険に加入させる取扱いであると考える。」と回答している。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和19年6月1日にA社本社において被保険者資格を取得し、同社本社において20年3月10日に被保険者資格を喪失しており、21年10月1日に同社C出張所において被保険者資格を取得するまでの期間の被保険者記録が無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人の厚生年金保険被保険者記号番

号が昭和 19 年 6 月 1 日を資格取得日として、A社本社を管轄する社会保険事務所（当時）において払出しされていることは確認できるが、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録は確認できず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも申立期間の被保険者記録は確認できない。

このことについて、管轄年金事務所は、「申立人の被保険者記録がオンライン記録にあるにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていない理由は不明である。」としていることから、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

なお、D県から提出のあった申立人に係る軍人履歴では、昭和 20 年 6 月 10 日から同年 9 月 6 日までの期間に申立人が陸軍に召集されていたことが確認でき、B社から提出のあった社員名簿にも日付は不明ながら「入営」の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和 20 年 10 月 11 日とすることが妥当である。

なお、昭和 20 年 3 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和 20 年 10 月 11 日から 21 年 10 月 1 日までの期間について、上述の社員名簿により、申立人が当該期間にA社C出張所に勤務していることが確認できる。

しかし、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、整理番号が 34 番から 73 番までの一部分しか確認できず、同社同出張所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、適用事業所であった期間は確認できない。

また、上記被保険者名簿によると、申立人はA社本社において資格を取得した際の厚生年金保険被保険者番号と異なる番号が同社C出張所において払い出されていることが確認できるが、厚生年金保険記号番号払出簿では申立人が同社同出張所で取得した際の記号番号は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立人は整理番号*番で昭和 21 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、申立人より後の整理番号である 71 番の者は同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得している。

これらの状況について、管轄年金事務所は、理由は不明であるとしていることから、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA社C出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和 20 年 10 月 11 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社C出張所における昭和 21 年 10 月の社会保険事務所の記録から、180 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和24年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月30日から同年5月1日まで
② 昭和25年9月1日から同年11月1日まで
③ 昭和26年4月20日から27年3月30日まで

A社及びD社（現在は、E社）に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い。両社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和24年3月1日からA社C事業所に勤務し、時期は覚えていないものの、同社同事業所から同社F事業所に同僚と一緒に異動したとしている。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①当時に加入記録がある従業員1名は、「申立人と一緒に勤務していた。申立人を含む4人の従業員と一緒に同社同事業所から同社F事業所に異動したと聞いた記憶があるので、申立人は退職していない。」と供述していることから、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、申立期間①当時のA社C事業所の近隣に所在する同社の3事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る従業員の得喪日を確認したところ、当該3事業所の被保険者37名のうち、月中に資格を喪失している者以外は、異動

に伴い、全員が月の初め（1日）に資格を喪失し、同日において資格を取得していることが確認できることから、昭和24年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和24年3月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、2,400円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和24年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は昭和25年9月1日にD社に入社したと申し立てしているところ、同社の同僚の供述から、当該期間における申立人の在籍は認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立期間②当時、D社においては約3か月程度の試用期間を設けており、その経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と供述しており、当該同僚がD社に入社したと供述する時期は、厚生年金保険の資格を取得した時期の数か月前であることが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、複数の従業員が申立人は当該期間に勤務していたことを記憶しており、また、そのうちの一人は、「当時、夜間学校に通う従業員は申立人だけだったので覚えている。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、D社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社は、「申立期間③当時の人事記録等申立人の勤務等が分かる資料を保管していないことから、当時の状況は何も分からない。」と回答している。

また、上述の複数の従業員のうち一人は、「申立人は正社員として勤務していた。」と供述しているものの、申立期間③当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な供述や事情等をうかがうことができない。

さらに、当時の事業主及び申立人が記憶している経理担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和27年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月22日から同年8月5日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された証明書から、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日について、B社は、「申立人は昭和27年6月14日からD事業所開設準備室勤務、同年8月5日からD事業所勤務との旨が記録されているところ、事業所開設準備室に所属する期間の厚生年金保険の取扱いは、一般的には新設事業所が適用事業所になるまでは、転勤前の事業所等の被保険者資格を継続することが多い。」と回答していることから、昭和27年8月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和27年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「確認できる関連資料は残っていないものの、社内規程に基づき適切に処理を行っていたはずである。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を82万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月24日

ねんきん特別便で確認したところ、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。会社もそのことに気づき、平成21年11月5日に社会保険事務所(当時)に届け出たが、年金の給付額に反映されない記録となっているので、給付額されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、82万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の事務手続が誤っていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月5日に訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和 63 年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私の同僚が、A社での昭和 63 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の年金記録の訂正を認められた。私も給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月までの給料支払明細書及びB社の文書回答から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

一方、A社は、オンライン記録では、昭和 63 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、同社の商業登記簿謄本により法人格を有していることが確認でき、事業主の供述等からも常時従業員が在籍していたことが認められることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人はA社の商業登記簿謄本から、申立期間に取締役であったことが確認できるが、申立人は、「私は、申立期間当時に同社の取締役であったが、機器の販売及び営業担当である。」と主張し、また、A社の経理担当者は、「申立人は営業担当役員であり、社会保険関係の業務を行っていたのは代表取締役である。」と供述していること

から、申立人は同社が保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなかったものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを確認できる資料が無く不明としているが、申立期間においてA社は適用事業所の要件に該当しながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年4月1日から28年1月1日まで
② 昭和34年5月1日から36年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及びA社又はB社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。B社はA社の後身であり、申立期間を含めて継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と一緒にA社に入社したとする同僚の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚から提出された昭和27年4月から同年12月までの給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該同僚は、「A社には試用期間は無く、給与額等の待遇は申立人と同様であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から、2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、昭和34年から39年6月までの期間、B社に勤務していたとする従業員1名が、「入社日及び退職日は不明だが、申立人のことは覚えている。」旨供述していることから、勤務期間は特定できないが、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは昭和34年5月1日であり、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは36年6月1日となっており、当該期間は両社とも適用事業所になっていないことが確認できる。

また、B社の申立期間②当時の事業主の子によると、「事業主は既に死亡しており、当時の資料が保存されていないことから、当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。また、同社が適用事業所となる前の期間において、保険料を控除していたことは考え難い。」旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和34年5月1日に資格を喪失し、B社が適用事業所となった36年6月1日に資格を取得した者は、申立人と当時の事業主のみであり、その他の従業員から当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員2名に照会したところ、当該従業員は昭和34年から同社に勤務していた旨供述しているが、被保険者資格を取得する前の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 51 年 7 月 31 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 30 日から同年 7 月 31 日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間に異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は資格喪失の手續に誤りがあったことを認めていることから、同社B支店における資格喪失日を昭和 51 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 51 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めており、事業主が昭和 51 年 6 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 12769 (事案 4380 の再申立て)

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額(50万円)であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から12年10月1日まで

A社に監査役として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、同社の監査役であり、経営についても一定の権限を有しており、自らの標準報酬月額の遡及訂正手続に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正のあっせんは行わない旨の通知があった。

しかし、申立期間当時に代表取締役であった夫から、標準報酬月額の遡及訂正手続についての説明は無く、同意もしていないので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を正しい記録に訂正することを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、当初、平成6年10月から12年6月までは50万円と記録されていたが、同年7月3日付けで、9万2,000円に訂正されていることが確認できるが、同社の監査役であり、経営についても一定の権限を有していたと認められる申立人が、自らの標準報酬月額の遡及訂正手続に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき21年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の当該標準報酬月額の遡及訂正手続への関与等について、改めて調査をした結果、代表取締役は、申立人に対し標準報酬月額の遡及訂正手続について説明したのは平成18年11月ごろであり、申立期間当時には説明していないと供述している上、社会保険事務所と社会保険料の滞納のことで申立人に対応させたこともなく、日ご

ろから社会保険事務手続についても行わせていなかったと供述している。

また、A社の複数の元取締役及び元従業員は、申立人が出社するのは1か月に2、3日であり、社会保険事務手続には全く関与していなかったと供述している。

これらの事実を踏まえると、申立人が自らの標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成12年7月3日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年10月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和 25 年 10 月 26 日に、資格喪失日に係る記録を 26 年 5 月 2 日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 10 月 26 日から 26 年 5 月 2 日まで
② 昭和 29 年 12 月 20 日から 31 年 5 月 1 日まで

A社B工場に勤務した期間のうちの申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間①も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C労働組合同盟（現在は、D労働組合同盟）E支部に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同労働組合同盟同支部には、申立期間②も勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が発行した申立人に係る在籍証明書に、申立人が同社に昭和 16 年 4 月 1 日に入社し、29 年 12 月 19 日に退社していることが記載されているとともに、同社から提出された申立期間①の前に勤務していた同社F工場の被保険者記号番号証交付簿に、申立人は 25 年 10 月 26 日に同社B工場に転出と記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務し（同年 10 月 26 日に同社F工場から同社B工場、26 年 5 月 2 日に同社B工場から同社G工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社F工場における昭和 25 年 10 月の定時決定の記録及び同社G工場における 26 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①当時も、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたため、昭和25年10月26日に申立人が厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間①に係る保険料についても納付したと主張している。しかし、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないのは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から26年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、D労働組合同盟が発行した申立人の在籍証明書に、採用日が昭和29年12月10日、退職日が60年7月8日と記載されていること及び同労働組合同盟から提出された申立人に係る労働者名簿の履歴欄に29年12月にE支部常任と記載されていることから、申立人が申立期間②にC労働組合同盟E支部に勤務していたことは認められる。

一方、H労働組合評議会の事務担当者及びその加入団体の事務担当者は、申立期間②当時、同評議会に加入し、従業員が少数である組合等の団体は、単独では厚生年金保険の適用事業所となれなかったため、同評議会が各加入団体を統括し厚生年金保険の加入手続を行っていたと供述しており、同評議会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、C労働組合同盟E支部に勤務していた者の名前が確認できる。

しかしながら、H労働組合評議会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②当時にC労働組合同盟E支部に勤務していた同僚の資格取得日は、採用日から1年後となっていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、昭和31年5月28日にH労働組合評議会で資格取得したときの記号番号が払い出されており、その資格取得日は、同評議会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格取得日と一致している。

さらに、上記のH労働組合評議会の事務担当者及びその加入団体の事務担当者は、社会保険事務の手続は同評議会で行っていたが、給与の支給や会計等の事務についてはそれぞれの加入団体で行っていたため、C労働組合同盟E支部に勤務していた申立人の厚生年金保険料の控除については不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和30年4月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち申立期間は、社会保険審査官の決定により厚生年金保険の被保険者期間として認められているが、時効のため、保険給付に反映されない期間とされているので、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿では、昭和31年2月1日と記載されている。

一方、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、資格取得日が昭和30年2月1日と記載されている。

これに関し、申立人が社会保険審査官に審査請求を行い、その結果、社会保険審査官は、A社の保管する労働者名簿に、申立人の雇入日及び厚生年金保険の資格取得日が昭和30年4月1日と記載されていることなどから、平成12年1月19日付けで、申立人の資格取得日を昭和30年4月1日とする決定を行っている。

これらの事実を踏まえ総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記載及び厚生年金保険被保険者証の交付等の事務処理誤りがあったことが考えられ、A社の事業主は、申立人が昭和30年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年2月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

東京国民年金 事案 8812

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 44 年 4 月まで
私が住み込みで働いていた会社の社長は、私の国民年金の加入手続をし、給与から天引きして国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が住み込みで働いていた会社の社長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該会社の関係者から当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の保険料を納付していたとする会社の社長、社長の元妻及び社長宅に住み込みで働いていた家政婦は、20 歳時から当該会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの昭和 44 年 4 月までの期間が国民年金の未加入期間又は未納期間となっているなど、当該会社の社長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成 11 年 5 月以降の国民年金保険料を 9 年 1 月に付番された基礎年金番号で納付しており、申立期間当時に申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から62年3月まで

私の父は、私が20歳になったところに、私の国民年金の加入手続きを行い、大学生の期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の兄及び妹についても、20歳時からの大学生であった期間については、国民年金に未加入であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
私は、昭和 63 年 12 月ごろに区の出張所で国民年金の加入手続を行った際、区職員に 2 年間の国民年金保険料の未納を指摘されたため、その期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 63 年 12 月ごろに区の出張所で加入手続をして、2 年分の保険料を納付したと説明しているが、申立人の手帳記号番号は申立期間後の平成 2 年 6 月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が納付したとする保険料額は、納付済みとなっている 63 年 4 月から就職する前の元年 7 月までの過年度保険料及び 2 年 4 月から同年 6 月までの現年度保険料の合計額におおむね一致する上、申立人は、一括してさかのぼって保険料を納付したのは一度だけであると説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年1月まで
夫の母は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する昭和41年10月11日発行の国民年金手帳により、41年4月から42年1月までの印紙検認記録欄に検認印が押されていないことから、当該期間の保険料は現年度納付されていなかったことが確認できる上、同年2月及び同年3月の保険料は、申立人が厚生年金保険に加入していた45年2月に過誤納付された保険料が充当処理されたものであることから、充当された時点まで、42年2月及び同年3月の保険料は未納であったと考えられる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする夫の母親は、申立期間の自身の保険料が未納であるなど、夫の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月までの期間、39 年 10 月から 42 年 3 月までの期間、46 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月まで
④ 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで

私の母は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間①の一部を含む昭和 36 年度及び 37 年度のうち 3 か月分を第 3 回特例納付で納付していることがオンライン記録で確認できることから、上記特例納付時点までは、申立期間①は未納期間であったものと考えられる上、申立期間②及び③も未納期間であり、母親は申立期間④の前の昭和 51 年 4 月から 52 年 8 月までの保険料は免除申請しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 1 月までの期間及び平成元年 1 月から 2 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月から 63 年 1 月まで
② 平成元年 1 月から 2 年 11 月まで

私の父は、私が昭和 62 年 9 月に退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、63 年 2 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付してくれていた。また、平成元年 1 月に再び退職して語学留学をしていた期間も含め、16 年 4 月に厚生年金保険に加入するまでの保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難である上、申立人は、父親から加入手続の時期及び保険料の納付方法等について聞いた記憶は無いと説明しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和 61 年 3 月に厚生年金保険の資格を取得した旨及び当該厚生年金保険の資格を喪失した 62 年 9 月に国民年金の資格を取得した旨が記載されているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、加入手続を行った際に強制加入期間の初日までさかのぼって記載されるものである。申立人の国民年金の手帳記号番号の払出しは平成 5 年 1 月であり、当該払出日からは、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録によると、申立人は同年同月に時効にかからない 2 年 12 月から 4 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、申立人に対して、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 58 年 3 月まで

私は、母から 20 歳になったので国民年金に加入した方が良いと言われ、母と二人で市役所へ行き加入手続をした。その後は母が国民年金保険料を納付してくれていた。母からは、私が 20 歳の時から保険料を納めてくれていると聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親は、申立人が 20 歳の時から保険料を納付していたと説明するものの、保険料の納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間直後の昭和 58 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立人及びその母親は、保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に対して、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から8年12月まで
私の母は、私が20歳になった平成5年*月から就職する直前の8年12月まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の国民年金加入手続に関する記憶が無く、保険料の納付額の記憶も曖昧である上、申立人の基礎年金番号は、申立期間直後の平成9年1月に付番されているものの、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月及び同年2月

私は、婚姻前に国民年金に加入し、婚姻して転居した昭和57年1月以降も国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻と同時に転居した区での任意加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳の資格記録欄及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間当初の昭和57年1月に資格喪失した後、57年3月に任意で資格取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から52年3月まで
私たち夫婦は、平成元年12月に区役所で過去の国民年金保険料の滞納分として、私が40数万円、妻が20数万円の合計70万円くらいを納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した期間の記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする平成元年12月時点は、特例納付実施期間ではなく、当該時点では、申立期間は、時効により、保険料を納付することができない期間である上、申立人は保険料を区役所で納付したと説明するが、区役所では過年度分の保険料の収納事務を取り扱っておらず、夫婦は、当該区役所の1階にあった国民年金課で保険料を納付したとしているものの、当該区役所では、当時国民年金課は区役所庁舎の2階にあったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 1 月まで
私たち夫婦は、平成元年 12 月に区役所で過去の国民年金保険料の滞納分として、私が 20 数万円、夫が 40 数万円の合計 70 万円くらいを納付した。申立期間が第 3 号被保険者期間とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した期間の記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする平成元年12月時点は、特例納付実施期間ではなく、当該時点では、申立期間は、時効により、保険料を納付することができない期間である上、申立人は保険料を区役所で納付したと説明するが、区役所では過年度分の保険料の収納事務を取り扱っておらず、夫婦は、当該区役所の 1 階にあった国民年金課で保険料を納付したと説明しているものの、当該区役所では、当時国民年金課は区役所庁舎の 2 階にあったと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 10 月に払い出されており、オンライン記録によると、申立人が昭和 61 年 4 月から平成元年 1 月までの第 3 号被保険者資格の取得届出を行ったことに伴い、申立期間については、元年 11 月に第 3 号被保険者期間として処理されていることが確認できるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 2 月まで

私は、5 年間勤めた会社を退職後、昭和 60 年 4 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金の手帳記号番号は、平成 4 年 3 月ごろに払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に、手帳記号番号が払い出された記録も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 4 月までの期間及び 63 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 4 月まで
② 昭和 63 年 6 月から同年 8 月まで

私は 20 歳のとき学生だったため、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、申立期間②については、私が会社退職直後に国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 2 年 4 月ごろに払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が 2 年 3 月 12 日と記載されていることから、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、平成 18 年 11 月に、申立期間前後の厚生年金保険の加入記録を基に国民年金に係る資格取得及び資格喪失の記録が整備されて、申立期間は未加入期間から未納期間となったことが確認できるものの、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納

付した記憶は無いと説明するなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、手帳記号番号が払い出された記録も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 50 年 9 月まで
私の父は、私が 20 歳になった昭和 46 年*月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 52 年 9 月ごろに払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、当該払出時点では、申立期間のうち、50 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、「父から保険料をさかのぼって納付したということを聞いた記憶は無い。」と述べている。このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付してくれていたとする父は死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

私は、国民年金の加入手続を祖父に行ってもらい、加入手続後に送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の平成4年6月から7月ごろに払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、申立期間当時は学生であり、申立期間は学生の強制加入制度が実施される平成3年4月より前の任意加入適用期間であり、未加入期間となっているため、同期間は制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成2年1月4日と記載されているが、オンライン記録によると、申立人の資格取得日は、平成4年7月13日付けで、学生が強制加入となった3年4月1日に訂正されている。このほか、申立人が申立期間の保険料の納付についてこれを確認できる周辺事情は見受けられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の加入手続をしたとする申立人の祖父は死亡しているため、申立人の国民年金の加入手続の状況について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年2月までの期間及び50年10月から51年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から50年2月まで
② 昭和50年10月から51年2月まで

私の母は、私が会社を退職した昭和47年6月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

また、私は、昭和50年9月に婚姻し会社を退職した後、転居先で厚生年金から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする母は死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認することができない。

また、国民年金の手帳記号番号は、昭和51年3月以降に払い出され、51年4月に資格取得していることが確認でき、申立人が申立期間①当時に居住していたA市において、申立期間①以前に申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

2 申立期間②について、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録によれば、申立期間の②直後の昭和 51 年 3 月の厚生年金保険の記録は、平成 18 年 3 月に当該期間が国民年金の未納期間であったところに追加されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②の保険料の納付について、これを確認できる周辺事情は見受けられない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私は、昭和46年7月に国民年金に任意加入し、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳により、申立人は昭和50年4月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は任意加入する前の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない。このほか、申立人の申立期間の保険料の納付について、これを確認できる周辺事情は見受けられない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領した記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年1月までの期間及び53年9月から57年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から47年11月まで
② 昭和47年12月から49年1月まで
③ 昭和53年9月から57年6月まで

私は、昭和45年12月にA社を退職し、国民年金の加入手続を国民健康保険の加入手続と一緒に当時住んでいた区の区役所で行い、最初に数か月分の国民年金保険料として3,000円から5,000円だったと思うが、申立期間①及び②の保険料を納付した。47年末ごろにA社に再度入社して昭和53年9月に退職した、その2、3か月後、国民年金の再加入手続を行い申立期間③の保険料を納付した。申立期間①、②及び③が国民年金に未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和48年1月時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であるが、申立人は、「保険料をまとめて納付したか憶えていない。」と述べている。また、申立人が区役所で国民年金の加入手続をしたとする昭和45年12月の時期に申立人の住民票は当時居住していた区に無く、加入手続を行うことができない。このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は最初に納付したとする保険料が何か月の保険料であるかなど納付金額の記憶が曖昧である。

2 申立期間②及び③について、昭和59年5月10日作成の納付状況リストによれば、申立期間②及び③は未加入期間であることが確認でき、当該納

付状況リストが作成された 59 年 5 月までは申立期間②及び③の納付書は交付されていなかったことが推認できる。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によれば、申立人は、昭和 47 年 12 月 27 日に国民年金の資格を喪失しており、申立期間②は未加入期間であることが確認でき、制度上、申立期間の保険料を納付することができない。このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 62 年*月に国民年金の加入手続きを行い、私が就職する前の平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時は学生であり、申立期間は、学生の強制加入制度が実施される平成 3 年 4 月より前の任意加入適用期間となり未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。このほか、申立人が申立期間の保険料の納付について、これを確認できる周辺事情は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の平成 8 年 10 月に払い出されており、同年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成 6 年 7 月 1 日となっており、この 8 年 10 月の払い出し以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付したとする母親は、その加入手続き及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 40、41 年ごろに未納の国民年金保険料を納付しないと将来年金が受給できないとの電話連絡を受け、未納の保険料を 4、5 回に分けて区出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和 40、41 年ごろに未納の保険料を納付しないと年金受給権を確保できないとの連絡を受け、第 2 子の妊娠中又は出産(40 年*月)後に保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、第 1 回特例納付の実施期間は 45 年 7 月から 47 年 6 月までであり、納付したとする時期は特例納付の実施期間外であるほか、申立人はさかのぼって納付したとする保険料額の記憶が無い。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 41 年 9 月に払い出されており、その払出時点では、申立期間のうち 39 年 6 月以前の保険料は時効により納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 6 月まで
私の母は、私が 21 歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、20 歳までさかのぼった分の国民年金保険料として約 15 万円を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、母親が保険料として約 15 万円をさかのぼって納付したと説明しているが、その納付額は、申立期間の保険料合計額と相違しているほか、申立人が所持する年金手帳には、母親が納付した金額として「平成元年 3 月、159,000」と記載されており、申立期間直後の昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの保険料が過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料額が 15 万 9,000 円であることから、申立人の母親がさかのぼって納付したのはこの申立期間直後の期間の保険料であると考えられるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、20 歳までさかのぼって保険料を納付した時期は、申立人が 21 歳の昭和 62 年ごろだと説明しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は平成元年 7 月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで

私の父は、姉妹4人の国民年金の加入手続を行い、それぞれの20歳からの国民年金保険料を納付していた。姉たちは20歳から保険料が納付されている。私の申立期間だけが、国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和49年5月ごろに払い出され、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付及び当時実施されていた第2回特例納付で納付することは可能であるが、48年4月から49年3月までの保険料は過年度納付されているものと推察され、父親が保険料を納付していたとする申立人を含む姉妹4人には、特例納付により保険料を納付した記録は無い。

さらに、姉3人のうち2人は、納付済みとなっている20歳からの保険料はそれぞれの手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付により納付しているものと推認でき、申立人と同様に24歳ごろに手帳記号番号が払い出されている姉はおおむね1年程度を過年度納付されていると推察できるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から平成2年9月まで

私は、平成5年から7年ごろに社会保険事務所（当時）から過去の未納分の国民年金保険料を納付しないと財産を差し押さえる旨が記載された裁判所の印のある文書を受け取り、申立期間の保険料を数回に分けて金融機関から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、裁判所の印がされた文書を受け取り、一括納付できないことを伝え、保険料を分割して振り込み納付したと説明しているが、保険料の納付時期、納付先、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、社会保険事務所（当時）では、保険料の滞納処分は平成16年度から実施されており、それ以前は実施されていないこと、当該滞納処分の手続に裁判所は関与しないこと、申立人の国民年金の手帳記号番号は3年12月に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効によりさかのぼって保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの期間、43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び 47 年 11 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 11 月から 52 年 3 月まで

私は、最初に就職した会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②については、母が国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後の申立期間③については、私が継続して保険料を納付していた。申立期間①及び③が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。また、申立人は、昭和 39 年 4 月の会社退職後に国民年金の加入手続を行い、母親が保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 45 年 2 月ころに払い出されていることが確認でき、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立期間①と同様、母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。また、申立人は前記手帳記号番号払出時期に母親がさかのぼって保険料を納付したと聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間直後の昭和 52 年 4 月 27 日に国民年金に任意加入するとともに、付加保険料の納付の申出を行っていることが確認でき、この当時の第 1 子が幼稚園通園時の保険料の納付状況は鮮明に記憶しているが、それ以前の当該期間当時の納付状況の記憶は曖昧であること、オンライン記録及び 58 年 11 月 9 日現在で作成されている年度別納付状況リストでは、当該期間は、任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から4年3月まで

私は、父から平成4年ごろに私の国民年金の加入手続をしてくれた際に、学生時の未納分の国民年金保険料約20万円を区役所で納付したと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、父親は申立期間の保険料を区役所でさかのぼって納付したと説明しているが、過年度分の保険料は区役所で収納することができない。

また、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその父親は現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 57 年 3 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親から、当時の加入手続及び保険料の納付状況について聴取できないため、当時の状況は不明である。

また、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年5月まで
私の夫は、会社を退職した後の平成18年11月に自身の国民年金への切替手続を行った際、社会保険事務所（当時）の職員に私の申立期間の国民年金保険料が未納であり、納付しないと将来年金を受給することができないと言われ、即日保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫が保険料を納付したとする平成18年11月時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、社会保険事務所の職員に申立期間の保険料を納付しないと申立人は将来年金を受給することができないと言われたとしているが、申立人は平成18年11月時点で保険料納付月数及び厚生年金保険加入期間を合わせて年金の受給資格期間（300か月）を満たしていることがオンライン記録から確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 43 年 6 月まで

私は、20 歳当時に、市役所職員に勤められて、国民年金に夫と二人で加入した。その後、転居した後も国民年金保険料は納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が居住していた市及び転居後の区では、申立期間当時、印紙検認方式による保険料の収納が行われていたが、申立人は集金人に納付した記憶は無く、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄に申立期間の検認印は無い上、同時期に国民年金の手帳記号番号が払い出され一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料は未納である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳の住所変更履歴欄に転居後の区の住所の記載は無く、当該区在住時の昭和 43 年 7 月から同年 12 月までの保険料は再転居後の区で 45 年 9 月 24 日に過年度納付していることが上記年金手帳に貼付されている領収証書から確認でき、転居後の区については住所変更を行っていなかったと考えられること、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の国民年金の手帳記号番号は平成5年2月ごろに払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能であった3年7月の保険料を過年度納付していることが確認できるが、それより以前の申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から45年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を区役所で行い、昭和45年7月に、45年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付した際、過去の未納分の保険料を納付できると区役所職員から説明を受け、同年8月に、同年4月から同年6月までの保険料と一緒に申立期間の保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親が過去の未納保険料をさかのぼって一括納付したとする昭和45年8月時点は、第1回特例納付の実施期間ではあったものの、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料をさかのぼって一括納付したとする母親から当時の納付方法、納付金額等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は年金手帳の検認記録欄の上部の切り込みが納付済みの証拠であると主張するが、当該切り込みは、検認記録欄の頁に検認印を押す際、記号番号記載面の記号番号を同時に確認できるようにするために切り取るのが通常の見取りであったことから、当該切り込みは、保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、当委員会の口頭意見陳述結果でも、申立人が説明する納付場所については、申立人自身の推量であり、母親の発言内容であるとする当時のメモを所持しているものの、メモの内容は過去の未納保険料をさかのぼって納付した際の状況を説明するものではない上、昭和48年8月に申立期間の保険料をさかのぼって納付する場合、過年度納付となるため、納付書によって納

付することになるが、申立人は当該納付に係る領収証書については見たことが無いと述べているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦は、結婚を機に国民年金の加入手続を区役所の本庁舎で行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 40 年度及び 41 年度の保険料を昭和 47 年 6 月に第 1 回特例納付でさかのぼって納付していること、昭和 42 年度の保険料を昭和 43 年 12 月 13 日に過年度納付していることが特殊台帳で確認できる上、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の 43 年 12 月 13 日に夫婦連番で払い出されており、夫婦の所持する国民年金手帳によると、夫婦は同一日に 43 年 4 月から同年 12 月までの保険料を現年度納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外の手帳についての記憶が曖昧であるなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 43 年 3 月まで
私たち夫婦は、結婚を機に国民年金の加入手続を区役所の本庁舎で行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の夫は申立期間直後の昭和 40 年度及び 41 年度の保険料を昭和 47 年 6 月に第 1 回特例納付でさかのぼって納付していること、昭和 42 年度の保険料を昭和 43 年 12 月 13 日に過年度納付していることが特殊台帳で確認できる上、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の 43 年 12 月 13 日に夫婦連番で払い出されており、夫婦の所持する国民年金手帳によると、夫婦は同一日に 43 年 4 月から同年 12 月までの保険料を現年度納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外の手帳についての記憶が曖昧であるなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成7年8月まで
私は、親から年金は大事だからと言われていたので、会社を退職した昭和63年9月に国民年金に加入し、国民年金保険料を区役所で漏れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、転居の際の国民年金の住所変更手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、納付したとする保険料月額、申立期間の過半の期間の保険料月額と大きく異なっている。

また、オンライン記録によると、申立人が、申立期間よりも後の平成9年6月9日に国民年金の資格取得届出を行った際、昭和63年9月に被保険者の資格を喪失した厚生年金保険の記号番号が、基礎年金番号として申立人に付番されており、申立人が現在所持する年金手帳には当該番号が記載されている。その後、平成9年10月に7年10月からの厚生年金保険の資格取得が入力されていることから、申立人は9年6月に国民年金の資格取得届出を行うまで国民年金に未加入であったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた3か所の区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無い上、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月から50年7月まで
② 昭和50年8月から52年1月まで

私は、昭和45年3月ころに社宅の隣人と一緒に市役所の出張所で国民年金の加入手続をし、金融機関で国民年金保険料を納付していた。また、50年8月に他の市へ転居した後も引き続き保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、転出先の市で、申立期間直後の昭和52年2月16日に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人と一緒に加入手続をしたとする社宅の隣人の手帳記号番号は、転出先の別の市で51年12月ころに任意加入により払い出されており、当該月より前の期間は申立人と同様に未加入期間となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①当時、国民年金の加入手続をした際に国民年金手帳を受け取った記憶が曖昧であり、申立期間^{あいまい}当時に、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 56 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、国民年金の加入手続に係る通知が送られてきたため、母が、学生だった私に代わって国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を支払ってくれていたと母から聞いており、私の年金手帳を見せてもらったことがある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立期間のうち婚姻するまで同居していた姉も、20 歳から厚生年金保険に加入する直前の昭和 51 年 2 月までの保険料が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は会社を退職したときに、両親から「国民年金の掛金を支払わないと将来年金がもらえなくなるから、きちんと支払っておくように。」と言われ、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間当時の年金手帳に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人が居住していた区及び社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 8 月までの期間、58 年 1 月から 61 年 3 月までの期間及び 63 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 8 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 12 月

私は、昭和 45 年 12 月に国民年金の加入手続をして以降、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄から、申立人は、当該期間当初の昭和 50 年 4 月 28 日に任意加入被保険者の資格を喪失し、51 年 9 月 7 日に任意加入被保険者の資格を再取得したことが確認でき、また、特殊台帳でも同記録が確認でき、当該期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付頻度、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であること、昭和 58 年度までの納付状況等が記載されている特殊台帳には当該期間当初の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの保険料が未納と記載されていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の夫は、昭和 63 年 12 月 26 日に厚生年金被保険者資格を喪失し、64 年 1 月 1 日に資格を再取得していることが確認でき

ることから、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行う必要があるが、オンライン記録から、63年12月の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び平成元年1月の第3号被保険者への種別変更は、平成8年9月に行われていることが確認でき、当該種別変更手続時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 63 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳のときに、国民年金の加入手続をしてくれて、両親と私の 3 人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親は、加入手続の場所、保険料額、納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立人が 20 歳時の昭和 61 年*月ごろに父親が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 4 月ごろに払い出されており、申立期間は大学在学時の任意加入適用期間の未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄にも被保険者資格取得日が「平成 3 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は父親から年金手帳を受け取った記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月から平成3年3月まで

私の祖父は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする祖父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、祖父が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料をさかのぼって納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年10月ごろに払い出されており、申立期間は、大学在学時の任意加入適用期間の未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人が所持する上記払出時に発行された年金手帳にも初めて被保険者となった日は「平成3年4月1日」と記載されていることが確認できることなど、申立人の祖父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は祖父から年金手帳を受け取った記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年9月から平成元年3月まで

私は、20歳になったころに母から国民年金の加入を勧められ、学生時の居住地で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の居住地における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関して記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成2年4月に払い出され、被保険者資格取得日は大学卒業直後の元年4月1日とされていること、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできないこと、申立人は、現在所持する年金手帳の他に別の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から50年3月まで
② 昭和50年4月から55年3月まで

私は、医院で住み込み勤務を始めた昭和50年4月以降に、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料をすべて納付した。まとめて納付した後は、勤務先で保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、昭和50年ごろに、送付されてきた納付書で保険料をまとめて納付したと説明しているが、当時の国民年金の加入手続、年金手帳の受領、所持、まとめて納付したとする金額等の記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、55年9月に払い出されていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当時の勤務先が保険料を納付してくれていたはずと説明しているが、当該勤務先では従業員の健康保険料は納付していたが国民年金保険料の納付は行っていなかったと回答していること、申立人も自身では当該期間の保険料の納付を行っていなかったと説明していること、上記のとおり、当該期間後に申立人の手帳記号番号が払い出されていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から15年2月まで
私の父は、私が結婚した後に、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付しておくと話していたので、父が申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、婚姻後に父親が2年間さかのぼって保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録から、申立期間直後の平成15年3月から同年10月までの保険料を17年4月から同年12月までの間にさかのぼって納付していることが確認できることから、当該納付時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたと考えられることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで
私の父は、私が学生であったときに、国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳のときに父親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和44年7月に払い出され、オンライン記録から、申立人は申立期間直後の42年4月まで2年さかのぼって保険料を納付していることが確認でき、当該払出時点及び納付時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年11月までの期間、50年1月及び同年2月並びに59年10月から平成4年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から49年11月まで
② 昭和50年1月及び同年2月
③ 昭和59年10月から平成4年6月まで

私は、昭和48年か49年ごろ夫と一緒に国民年金の加入手続をし、その半年後ぐらいに、申立期間①及び②の国民年金保険料を夫の保険料と一緒にまとめて納付した。また、申立期間③の保険料は、夫が60歳になるまでは二人分を納付し、その後は自分の保険料だけずっと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和48年か49年ごろ夫と一緒に加入手続をし、その半年後ぐらいにまとめて区役所で納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成6年7月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の夫の手帳記号番号は、昭和49年12月に払い出されていることが確認できるが、申立人が国民年金に加入手続をしたとする当時の48年8月から50年12月までの手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から同年 11 月まで

私は、昭和 55 年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、同年 12 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額並びに申立期間直後の昭和 55 年 12 月の国民健康保険及び国民年金に係る資格喪失手続についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和 54 年 11 月 1 日の厚生年金保険への加入に伴い、国民年金被保険者資格を喪失した旨の記録は記載されているものの、その後の申立期間に係る資格取得の記載は無いことから、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8866(事案 730 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から51年3月まで
私の母は、妹の福祉の手帳に係る手続を市役所で行った際、市役所職員から国民年金への加入を勧められ、2か月後の昭和49年1月又は同年2月に私と妹の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、妹の国民年金保険料については免除の手続を行い、私の保険料については10年前までさかのぼって納められると言われたため、5万円から8万円の保険料を市役所で一括納付してくれた。申立期間のうち昭和46年7月から同年9月までの期間が国民年金に未加入で、申立期間すべての保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、加入手続及び保険料の納付状況等が不明であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間の保険料を一括納付したとする昭和51年4月及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年3月ごろは、特例納付実施期間ではなく、当該払出時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立人の妹の福祉の手帳が発行された2か月後の昭和49年1月又は2月ごろに、母親が申立人及び妹の国民年金の加入手続を行い、申立人の保険料をさかのぼって納付してくれたと主張しているが、当該

納付時期は第2回特例納付の実施期間ではあるものの、母親は保険料の納付額及び納付期間の記憶が曖昧である。

また、申立人の手帳記号番号は、申立期間よりも後の昭和52年3月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧である上、申立期間前後を通じて同じ市内に居住していることから、市役所が49年1月又は2月ごろに申立人に対して手帳記号番号を払い出していながら、約3年後の52年3月ごろに別の手帳記号番号を払い出すという状況は考え難いなど、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月及び7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月
② 平成7年10月

私は、平成7年12月に会社退職後、私の国民年金の加入手続と妻の国民年金の第3号被保険者への種別変更手続を行った際に、私の国民年金保険料が2か月間未納になっていると説明を受けたため、さかのぼって申立期間①の私の保険料と申立期間②の夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。私の申立期間だけが国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧である上、平成7年12月に国民年金の加入手続を行った際に持参したとする年金手帳には、初めて被保険者となった日として同年12月13日の記載があることから、当該資格取得日以前の申立期間①及び②は、未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自身の加入手続と申立人の妻の第3号被保険者への種別変更手続を一緒に平成7年12月に行ったと説明するものの、オンライン記録により、妻の7年11月、8年2月から同年5月までの期間及び同年6月から第3号被保険者記録は、同年11月18日に処理されており、申立期間②、7年12月及び8年1月の3か月分の妻の保険料は、同年11月28日に納付されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 58 年 9 月まで

私は、会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。保険料を納付していなかった時期もあったが、さかのぼって納付したと記憶している。申立期間前後の保険料は納付済みとされているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付していなかった時期があり、催告状が届いて、さかのぼって保険料を納付した記憶があると説明しているものの、催告状が届いた時期、保険料を納付していなかった期間及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの保険料を 61 年 1 月 20 日に過年度納付し、その後、59 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料を 3 か月ごとに過年度納付していることが確認できるものの、申立期間直後の保険料を過年度納付した同年 1 月 20 日時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成2年9月まで

私は、昭和57年6月に夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、これまで未納となっていた期間の国民年金保険料を含めて夫婦二人分で20万円から30万円を納付し、その後は口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の途中から申立人の夫の口座からの振替により保険料を納付していたとするが、口座振替を開始した時期の記憶が曖昧であり、取引金融機関として説明する3機関のうち、1機関については当時の夫の口座に係る取引記録を確認できたものの、国民年金保険料を口座振替していた事蹟が見当たらない。

また、申立人が納付したとする金額は、加入手続をしたとする昭和57年6月時点で現年度納付及び過年度納付することが可能な期間の保険料を納付した場合の金額と大きく異なる上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納である。

さらに、オンライン記録によると、申立人及びその夫は、申立期間直後の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年11月時点で、過年度納付することが可能な期間の保険料を納付した場合の夫婦二人分の金額は、申立人が納付したとする金額とおおむね一致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が加入手続後に交付されたとする年金手帳には、平成4年11月25日に交付された旨のスタンプが押されている上、申立人は当該年金

手帳以外の国民年金の手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から58年3月まで
私の父は、私が大学在学中の20歳になったときに、私の国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期
間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保
険料納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする父親
から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明で
ある。

また、申立人の姉も、学生時代に父親が国民年金の加入手続を行い、保険
料を納付してくれていたと聞いていると説明するが、姉の学生期間の保険料
も未納となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをう
かがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所
（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された
記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見
当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し続けてきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立期間中の昭和 53 年 5 月の婚姻及び転居に伴う国民年金の住所変更手続及び強制加入から任意加入への資格変更手続に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、保険料を郵便局で納付していたと説明するが、申立期間当時に申立人が居住していた二つの市では、いずれも、郵便局には現年度保険料の収納を委託していなかったと説明している上、申立人が所持する年金手帳及び申立人が昭和 53 年 5 月以降居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間直後の 56 年 4 月 18 日に任意加入していることが確認できることから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月及び同年 5 月、同年 9 月から 47 年 9 月までの期間、49 年 12 月、50 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 46 年 9 月から 47 年 9 月まで
③ 昭和 49 年 12 月
④ 昭和 50 年 2 月

私は、会社退職後の昭和 46 年 5 月ごろに区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく異なり、申立人は、昭和 49 年 10 月から 50 年 1 月まで居住していた区での保険料の納付書の受領及び納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」が昭和 50 年 2 月 27 日と記載されており、申立人は当該手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしていることから、申立期間①、②及び③当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の国民年金の手帳記号番号は申立期間後の 52 年 9 月に払い出され、同年 4 月以降の保険料が納付されており、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとは主張していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に区役所から国民年金保険料を納付するようとの通知を受け取ったが、当時大学生で収入が無かったため、私の母が毎月、郵便局で保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付場所及び納付額について記憶が曖昧である。

また、母親は、申立期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したとしているが、申立期間当時居住していた区では、昭和 45 年 3 月までは印紙検認方式により保険料を収納していたとしていること、申立人は、20 歳当時から、母親が保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 51 年 6 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該手帳記号番号が記載された現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 5 月まで

私の母は、私が 20 歳になったところに、区役所から国民年金保険料の納付書が届いたことから、保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成 3 年 7 月に払い出され、当該払出時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の元年 6 月以降の保険料がさかのぼって納付されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の長兄も申立人と同様、同年 6 月以降の保険料が納付済みであるが、申立期間の保険料は未納であること、申立人の次兄は、大学生の期間は国民年金に未加入であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年1月まで
私の夫は、私の父に勧められて、私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は私が納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当初から昭和40年7月まで居住していた区においては保険料を集金人に納付していたとしているが、当該区では、徴収員による保険料の収納を開始したのは37年5月で、それ以前は区役所の窓口等において納付する必要があったとしている。

また、申立人の夫は、その後の昭和40年8月以降に居住していた市区においては、申立人が納付書により納付していたと説明しているが、当該市区では、当時は印紙検認方式により保険料を収納していたとしているなど、保険料を納付したとする方法が当時の方法と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和42年2月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に会社を退職する際に国民年金に加入するように勧められ、退職後に加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所及び申立期間当時の保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」が昭和 61 年 4 月 1 日で、同日に第 3 号被保険者資格を取得したことが記載されていること、申立人は、当該手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしていること、申立人の国民年金の記号番号は同年 8 月に払い出されており、申立期間は上記の第 3 号被保険者資格取得前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 5 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳のときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立人が 20 歳時の昭和 55 年に母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 10 月に払い出されており、当該払出時点では、60 年 6 月以前の保険料は時効により納付することはできず、同年 7 月から 62 年 9 月までの保険料はさかのぼって納付する必要があるが、母親は口座振替で保険料を納付していたと説明し、保険料をさかのぼって納付した記憶、保険料の納付開始時期及び納付額等に関する記憶が定かでないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から平成7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から平成7年3月まで
私は、昭和56年3月に会社を退職した後、すぐに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、加入後は、妻と私のどちらかが夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、国民年金保険料の納付場所、納付頻度及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和56年3月に会社を退職した直後に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は58年1月ごろに連番で払い出されていることが確認できるほか、妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年7月まで

私は、平成2年の年末か翌年の年明けに、海外に居住していた期間の国民年金保険料が未納であるとの通知が届いたため、私と夫の申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、海外居住期間は国民年金の任意加入対象期間であり、任意加入手続を行わない場合は国民年金に未加入となり、さかのぼって保険料を納付できない期間となるが、申立人は、申立期間の任意加入手続を行っていないと説明している。

また、当時一緒に海外に居住していたとする申立人の夫も申立期間は国民年金に未加入と記録されており、夫婦が所持する国民年金手帳には、平成2年1月21日に国民年金資格を喪失し、同年8月30日に資格を取得したことが記載されている。

さらに、申立人は、保険料をさかのぼって納付したのは1度だけと説明しており、申立期間前後の平成元年12月及び2年8月から3年3月までの期間の保険料が3年12月に過年度納付されていることがオンライン記録から確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

私の父は、私が大学卒業後に私の国民年金の加入手続をし、学生が強制加入になった平成 3 年に、20 歳までさかのぼって申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、父親が平成 3 年に 20 歳までさかのぼって保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人は、申立期間当時は大学生であり、大学生である期間は国民年金の任意加入期間で、申立期間は未加入期間と記録されているため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 3 月時点で、申立期間直後の元年 4 月から 3 年 3 月までの保険料は過年度納付及び現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の父親は保険料をさかのぼって納付したのは 1 回であると説明していることなどを勘案すると、申立人の父親がさかのぼって保険料を納付したのは申立期間直後の期間であると考えられるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月及び同年 5 月、14 年 1 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 4 月及び同年 5 月
② 平成 14 年 1 月から同年 4 月まで

私は、会社を退職後、次の会社に就職するまでの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録では、申立期間は国民年金の再加入手続が行われず、加入勧奨が行われたものの、いずれも未適用者として記録されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、国民年金と一緒に国民健康保険に加入したと説明しているが、申立期間はそれぞれ前職の健康保険組合の任意継続被保険者であったことが確認でき、居住している区の国民健康保険の加入履歴はないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 8 月まで

私の国民年金は、私が大学卒業後に実家に戻った際、父が加入手続を行い、国民年金保険料は母が婦人会の集金を通じて納付してくれていた。仕事に就いた後も、共済年金に加入できなかったため、そのまま国民年金に加入していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父は死亡しているため、当時の加入手続の状況を確認することができない上、保険料を納付していたとする申立人の母は、保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間は、国民年金の手帳記号番号が払い出された平成 5 年 11 月に資格得喪記録が追加され、未加入期間から未納期間に整備されたものであり、申立期間当時は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない。さらに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から62年3月まで
私の母は、平成2年ごろ、送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「平成2年ごろに国民年金保険料を納付した。」と述べているが、平成2年の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、「申立期間当時は、大学生であった。」と述べており、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であることから、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人の母は、申立人の加入手続に関する記憶が曖昧である上、ほかに申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母がさかのぼって納付したとする保険料の金額は、納付すべき申立期間の保険料額と大きく相違する。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成3年7月から同年10月まで

私の国民年金は、平成3年4月に私の母が市役所で加入手続をしてくれ、その時に、私の国民年金保険料をまとめて納付したと母から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成4年11月ごろに払い出されており、オンライン記録及び預金通帳によれば、当該払出時点で4年4月から同年11月分までの国民年金保険料を一括納付し、同年12月から5年5月までの保険料を申立人名義の銀行口座から口座振替により納付していることが確認できる。また、申立人の同年4月及び同年5月の保険料については、同年4月に申立人が厚生年金保険に加入したことにより同年8月に過誤納となり、3年5月及び同年6月の保険料に充当されていることが確認できる。

このことから、当該充当処理が行われた5年8月時点では3年4月から4年3月までの保険料が未納であったものと認められ、また、その後、申立人の母は5年12月に3年11月から4年3月までの保険料を過年度納付しており、当該納付時点では3年10月以前分の保険料は時効により納付することできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から平成3年1月まで
私の国民年金については、「私が20歳になった昭和58年*月ごろに母が加入手続をし、銀行の窓口で国民年金保険料を納付していた。」と母から聞いている。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母は「平成3年4月から学生が強制加入となったので子供たちの分の加入手続をし、保険料納付をした。」と述べていることから、申立人の申立内容との整合性が認められない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成3年5月ごろに妹と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は「この手帳以外には国民年金手帳は無かった。」と述べており、申立人が所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が平成3年4月からであることが記載されている。

さらに、申立人は、「申立期間は、医学部の学生であり、また、大学の医局員でした。」と述べており、オンライン記録においても未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付することはできない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月及び同年 3 月並びに 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 3 月

私の母は、私が 20 歳になった昭和 38 年*月に、私の国民年金の加入手続を行い、母が加入後の国民年金保険料を区の集金人を介して納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料を納付していたとする母から当時の納付状況等を直接聴取することが諸事情により困難であるため、当時の納付状況等を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間は、国民年金の手帳記号番号が払い出された平成元年 2 月に資格得喪記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、申立期間当時は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持している手帳以外に別の手帳を所持した記憶が曖昧であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年11月まで

私は、昭和60年6月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、失業給付の中から国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間は、平成4年6月の資格得喪記録の追加により未加入期間から未納期間に整備されたものであり、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、前述の資格取得及び資格喪失の記録が記載されているものの、同欄に当該記録とともに押印されているのは、戸籍の附票によって確認できる平成4年4月に移転し、住所登録された区役所の印であることから、平成4年4月以降に記載されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付回数、納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、昭和61年ごろに、郷里の母から昭和60年4月に転職する前の数か月の期間の国民年金保険料と国民健康保険税が未納であると町役場から言われたとの連絡があったので、保険料を母に送って納付してもらった。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人は、「母親からも申立期間当時に私の国民年金の加入手続を行ったとは聞いていない。」と述べており、申立人自身は国民年金手帳を所持した記憶が無いなど、申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和61年ごろの時期において、申立人は別の市に居住しており、保険料が未納であることの通知が町役場から送られてくることは考え難い。

このほか、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和31年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和59年4月から61年3月まで

私の夫は、結婚直後に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私か私の夫が納付してきた。申立期間は、国民年金の任意加入を喪失したことになっているが、同資格喪失手続を行った記憶はない。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「国民年金の任意加入被保険者の資格喪失手続を行った記憶がない。」と述べており、申立人は「私の申立期間の国民年金保険料は、私か私の夫が納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者でなくなった日 昭和59年4月2日」と記載され、被保険者の種別欄の「任」の文字に○印が付されており、また、国民年金被保険者台帳においても、申立人が国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失している旨の記載があることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間であり、納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 53 年 4 月 30 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表者及び同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の代表者は、「当時、店を経営しており申立人を知っているが、同社は27年か28年前に廃業しているため会社の事務関係者の連絡先は不明である。また、関係書類等はその後の火災により消失しており、申立人の勤務状況等については不明である。」と供述している。

また、申立人が記憶している二人の同僚のうち一人は、自身の入社を昭和 51 年 4 月ごろとしているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 52 年 8 月 1 日であり、もう一人の同僚からは詳細な回答が得られず、さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、被保険者記録が確認できる従業員に照会したが、厚生年金保険料の控除について回答は得られなかったことから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社は昭和 53 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間のうち、同年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年6月1日まで
② 昭和30年6月1日から31年4月1日まで

昭和28年4月からA社に、途中、工場勤務からサービス営業要員として本社営業所に異動はあったが、継続して勤務していた。30年3月ごろに同社は事実上倒産したが、引き続きサービス営業を続け、その後、A社から名称変更したB社が同年6月ごろに設立され、前と同じサービス営業要員として同年6月から31年5月ごろまでC市で勤務していた。

申立期間①及び②を通して継続勤務していたので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、二人の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記二人の同僚は、申立人と同じ昭和29年4月1日にA社の被保険者資格を喪失しており、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、当該同僚にA社に勤務していたとする申立期間①の厚生年金保険料控除について照会を行ったが、「保険料控除を示す具体的な資料は無い。」と供述している。

さらに、A社は昭和29年11月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び経理責任者も既に死亡していることから、厚生年金保険料控除について確認することができない。

2 申立期間②について、二人の同僚の供述から判断すると、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社はC市及びD市において厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、同社（C市）が適用事業所となったのは昭和31年4月1日であり、申立

期間②は適用事業所となっていない。

また、上記二人の同僚は、申立人と同様に申立期間②において厚生年金保険の未加入期間があるが、「保険料控除を示す具体的な資料は無い。」と供述している。

さらに、上記二人の同僚のうち一人は、昭和 31 年 2 月 1 日から B 社 (D 市) において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、当該適用事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び経理責任者も死亡していることから、厚生年金保険料控除について確認することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から49年9月30日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の元代表者は、「当社は昨年破産し、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の資料が無いため厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、当時の従業員に照会を行い、14人から回答があったが、申立期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を示す具体的な供述は得られない。

さらに、A社はB厚生年金基金の加入事業所であるところ、同基金に申立人の加入記録は見当たらない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿には、厚生年金保険被保険者番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月17日から33年3月1日まで
ねんきん特別便が届いたときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間前に勤務していたA社では、脱退手当金を受給したが、申立期間のB社では、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、脱退手当金は申立期間後の昭和33年4月28日に支給されており、申立期間と申立人が受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間の被保険者記録は同一番号で管理されており、申立人が受給を認めているA社を退職直後にB社に勤務していることから、脱退手当金はB社を退職した後にしか受給できない上、B社を退職後に受給したのであれば、申立期間前であるA社の期間のみを請求することはできず、申立期間についても脱退手当金として受給したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月2日から37年8月26日まで
60歳になったときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年8月26日の前後2年以内に資格喪失した者34名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26名について脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち2名は申立人と支給決定日が同日であり、事業所が脱退手当金の請求手続をしたとする同僚の供述などを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 20 日から 36 年 7 月 20 日まで
年金問題が騒がれるようになり、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 7 月 20 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 46 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、35 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 33 名が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から 43 年 12 月 30 日まで
平成 18 年 7 月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 44 年 7 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から41年9月11日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年9月11日の前後2年以内に資格喪失した者14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち3名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年11月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年から 45 年 3 月までのうちの約 1 年間
② 昭和 46 年 4 月から 48 年 6 月までのうちの約 9 か月間

A 社（吸収合併の後、現在は、B 社）に勤務した申立期間①及び C 社（吸収合併の後、現在は、D 社）に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社から提出のあった A 社の職員録の記載内容から、当該期間のうち、昭和 44 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までは、同社 E 支局でアルバイトとして勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の職員録（昭和 44 年 1 月 1 日現在から 45 年 11 月 1 日現在まで）にアルバイトと記載のある従業員 28 名については、オンライン記録及び A 社に係る厚生年金保険被保険者原票から、23 名は厚生年金保険被保険者となっており、残る申立人を含む 5 名は、厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できること、当該職員録によると、被保険者記録が確認できる 23 名の勤務期間は 1 年以上となっているのに対し、被保険者記録が確認できない申立人を含む 5 名の勤務期間は 3 か月以内となっている。

また、B 社は、上記職員録のほかに申立人に関する資料は無いとしており、また、A 社の当時の社会保険の事務担当者は既に死亡しているため、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立期間①に A 社において厚生年金保険の被保険者であった従業員 16 名に照会したところ、申立人のことを記憶する者がいたものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、供述を得ることはできなかった。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①に整理番号の欠番は

無く、訂正等の不自然な記載は無い。

申立期間②について、C社の元従業員の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人は、C社の正社員として楽器の販売業務に従事し、報酬は歩合制だったとしているところ、同社の当時の人事担当者は、同社において楽器の販売業務に従事する者は、一部の管理者を除いて委任契約に基づく者であり、報酬は歩合制であったと供述している。

また、上記人事担当者は、委任契約者はC社とは雇用関係が無いため、厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の加入記録は無く、同社を吸収合併したD社の人事担当者は、申立人に関する資料は無いとしており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から22年3月まで
A局B部に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はC職としてD船に乗務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E省F局が発行した履歴書により、申立人が昭和20年12月10日から22年4月10日までの期間にA局B部に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A局B部が適用事業所であったことは確認できない。

なお、国の事務所で常時5人以上の従業員を使用するものが厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和23年8月1日であることから、A局B部は、申立期間において厚生年金保険法の強制適用事業所ではない。

また、申立人はA局B部における上司及び同僚の氏名を覚えていないとしていることから、これらの者に申立期間当時の厚生年金保険の加入状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A 社 (後の B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を昭和 20 年 8 月 31 日付けで退職したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の継承会社である B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も不明であることから、申立人の退職日を確認できない。

また、申立期間同時に A 社に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したが、申立人の同社における退職日についての供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 7 日から 40 年 8 月ごろまで
② 昭和 40 年 8 月ごろから 42 年 1 月ごろまで
③ 昭和 42 年 1 月ごろから 44 年 3 月ごろまで

A社にB職として勤務していた申立期間①、C社でB職として勤務していた申立期間②及びD社にE職として勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの会社にも勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社、C社及びD社では、申立期間当時の人事記録等を保管していないことから、申立人の各申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は上司及び同僚の氏名を覚えていないとしていることから、申立人の各申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A社、C社及びD社は各申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 12 日から 44 年まで
② 昭和 51 年 1 月 26 日から 52 年 8 月 23 日まで
③ 昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年まで
④ 平成 8 年 11 月 28 日から 9 年 8 月 21 日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①、B社で勤務した期間のうちの申立期間②、C社（現在は、D社）で勤務した期間のうちの申立期間③及びE社で勤務した期間のうちの申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社で勤務していたことは確かなので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、具体的な勤務時期は覚えていないが、A社に2年から2年半ぐらい勤務していたので、昭和 44 年ごろまで勤務していたはずであると主張している。

しかし、申立期間①のうち昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 6 月 25 日については、F社において雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人は、勤務時期は覚えていないが、同社には1年から2年ぐらい勤務しており、同社退職後、再度A社に勤務したことはないと回答している。

なお、F社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 9 年 8 月 1 日からで、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、事業主に照会したものの回答が無く、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社の上司及び同僚の氏名を一人も記憶しておらず、それらの者から申立期間①当時の勤務状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、昭和44年12月1日に資格取得した従業員は、「申立人のことは知っているが、申立人は自分と入れ違いに退職したと思う。自分は、入社後2年から2年半ぐらい厚生年金保険に加入していない期間がある。」と供述している。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社には2年以上継続して勤務しており、一度退職して再度同社に入社したことはないと主張している。

しかし、B社の事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会をしたところ、そのうち二人が、申立人は、一度同社を退職し、再度同社に入社したと回答している。

また、申立期間②当時、B社で給与計算事務を担当していた従業員は、当時、乗務員は全員正社員で、厚生年金保険に加入しており、在職している者の厚生年金保険を資格喪失させるようなことはしておらず、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはしていないと回答している。

さらに、B社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除等については確認できないと回答している。

加えて、申立人は、当時の上司一人を記憶していたが、この上司は、申立人が在職中に死亡したとしており、申立期間②当時の勤務状況等について確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人は、C社での具体的な勤務期間は覚えていないが、一つの会社には大体3年は勤務した記憶があるので、昭和57年ごろまで勤務していたのではないかと主張している。

しかし、申立人のC社における雇用保険の加入記録は、昭和55年4月30日離職と記録されており、申立期間③の勤務が確認できない。

また、D社及びそのグループ会社の社会保険を統括しているG社は、申立期間③当時の書類が保存されておらず、申立人が在籍していたかどうかについても確認できないと回答している。

さらに、申立人は、C社の上司及び同僚の氏名を一人も記憶しておらず、それらの者から申立期間③当時の勤務状況等について確認することができない。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会をしたところ、一人が申立人を記憶していたが、申立人の具体的な勤務時期については記憶していなかった。

- 4 申立期間④については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した勤務状況等が記録されたHセンターの登録原簿により、申立期間④にE社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、I労働組合に登録し、同組合からの紹介によりE社で勤務したとしているが、同社は、申立期間④当時の書類が保存されておらず、当時の社会保険事務の担当者も退職しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できず、また、同組合との契約を取り交わした者が既に退職しており、同

組合との契約内容及び同組合からの紹介により同社で勤務した従業員の取扱いについては不明であるが、乗務員の中には、厚生年金保険に加入したくないと言う者もあり、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料は控除していないと回答している。

また、申立期間④に、E社で運行管理を行い従業員の動静に詳しい従業員は、「I労働組合の紹介による従業員は日雇の者が多く、厚生年金保険に加入していない者も多く、同組合からの従業員は試用期間があり、厚生年金保険に加入する場合も試用期間経過後に加入させていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人が、申立人と同様にI労働組合からの紹介によりE社で勤務し、申立人と同日に退職したとして名前を挙げた同僚は、「同社から、同組合を使わないことにしたため、同組合からの紹介による従業員は退職してほしいと言われ、申立人と同日に退職した際に同組合からの紹介による従業員が10人ぐらい同時に退職した。」と供述しているが、オンライン記録では、申立人と同日に資格喪失した従業員は、申立人及び当該同僚を含み4人しか確認できない。

加えて、申立人は、たまたま知り合った者と一緒にE社の面接に行き、その者と同日に同社に採用されたとしているが、その者の姓しか記憶していないため、その者を特定することができない上、申立期間④に被保険者資格を取得している者の中には、当該姓の者は確認できず、その者から申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

なお、申立人は申立期間④において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 5 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年ごろから 32 年ごろまで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に勤務していた従業員のうち 10 人に照会したが、いずれの従業員も申立人を記憶しておらず、勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚 9 人のうち 3 人はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらず、当時同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったと考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、健康保険の整理番号に欠番も無く同名簿の記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月15日から32年3月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には運転免許取得後の二度目の入社であり、運転手として反物を届ける業務に従事していたのは確かなので、厚生年金保険に加入しないはずはない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、運転手として反物を届ける業務に従事しており、厚生年金保険料をかけていたはずである。」と主張している。

また、申立人が記憶しており、唯一連絡の取れた同僚は、「自身は、昭和31年1月末日に前職場を退職した後、A社で勤務し、退職時期は明確に記憶していないが、退職したころには会社の経営が芳しくなかった記憶がある。また、勤務していたときに反物を車で届ける従業員がいた記憶はあるが、それが申立人であるかどうかまでは記憶していない。」と供述しているところ、申立人は、「A社では、運転手として反物を届ける業務に従事していた。」と主張し、当時の勤務状況について詳細に供述しており、申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和31年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、さらに事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。また、申立人は申立期間後に勤務したB社にて雇用契約を更新する際に、前職場であるA社での勤務証明の提出を求められたとしていることから、B社に照会したところ、同社は「申立人に係る資料は退職名簿しか残っていない。」と回答しており、申立人がA社で勤務していたことを示す勤務証明等を確認することはできなかった。

また、上述の同僚は、「自身は、A社では厚生年金保険には加入していなかったよう

に思う。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では当該同僚の氏名は確認できない。

さらに、上述の同僚のほか、申立人が記憶している複数の同僚は連絡先が不明であり、また、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間において厚生年金保険の被保険者となっている従業員が3人確認できるが、いずれも連絡先が不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に約20人から30人の従業員がA社に勤務していたとしているが、上述の被保険者名簿では、申立期間当時、被保険者となっている従業員は3人しか確認できず、申立人が記憶している同僚は一人を除いて同社において厚生年金保険の被保険者とはなっていない。また、申立人は、「昭和31年4月に社員7人が入社した。」と供述しているが、同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員はおらず、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 17 日から 52 年 1 月 21 日まで

A社(現在は、B社)にキャディーとして勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されている。月賦払でいろいろ買っていたし、3人の子供を一人で養っていたのでこんなに低いはずはない。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和35年の入社時から、半月ごとに10万円(1か月当たり20万円)、42年ごろから退職までは半月ごとに15万円(1か月当たり30万円)の給与が支給されていた記憶があると申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険法では、申立期間における標準報酬月額の最高等級は、昭和35年5月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から44年10月までは6万円、同年11月から46年10月までは10万円、同年11月から48年10月までは13万4,000円、同年11月から51年7月までは20万円、同年8月から同年12月までは32万円と定められている。

また、A社の申立期間当時の事業主及びB社は、「申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しており、また、申立人も給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時に申立人と同様、同社でキャディーをしていた従業員の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と数千円差異があるものの、申立人が主張するような標準報酬月額の者はいないことが確認できる上、同僚の1名は「標準報酬月額と実際の報酬月額に差異は無かった。」と供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿及び上記被保険者原票では、申立人の標準報酬月額の記事内容に不自然さは無く、標準報酬月額がさかのぼって訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12746 (事案 1842 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月28日から9年3月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。そのため、今回新たにB社C支店が作成した平成8年5月から9年3月までの取引明細、D社の8年2月分の給料明細書等新たな10点の資料を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出されたA社の平成8年分給与支払報告書の退職日欄に「平成8年7月15日退職」の記載があることから、申立人は、申立期間のうち同日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が加入するE健康保険組合の記録では、申立人の被保険者資格の喪失日は平成8年5月28日となっており、これは、社会保険事務所(当時)の記録上の申立人の資格喪失日と一致している。

また、申立人から提出のあった平成8年の確定申告書及び上記給与支払報告書に記載されている社会保険料の控除額は、申立人のA社における約5か月分の社会保険料にすぎない。そして、社会保険庁(当時)の記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、1名の従業員が、同社における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であったと供述している。

このことから、上記の約5か月分の社会保険料は、申立人の加入記録がある平成7年12月から8年4月までの分であり、A社は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったものと認められるとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないと通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料10点を提出して、再申立てを行い、B社C支店が

作成した申立人が口座名義人の取引明細（平成8年5月から9年3月まで）と、D社における平成8年2月分の給与明細書等から、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかし、上記取引明細によると、平成8年5月24日にD社（平成8年4月1日A社に社名変更）から、37万6,856円が振り込まれているので同年5月は、厚生年金保険被保険者期間であると申立人は主張しているが、当該振込額の明細が不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認をすることができない。

なお、前回審議でA社における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であることが確認されていることから、平成8年4月の厚生年金保険料が、同年5月の給与から控除されていたとも考えられる。

また、上記取引明細によると、平成8年7月8日にF氏名義で100万円が振り込まれており、申立人は、この100万円についてA社の社長から振り込まれた同年6月及び同年7月分の給与等であると主張しているが、当該振込額の明細が不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認をすることができない。

さらに、申立人は、上記取引明細で平成8年8月30日から9年1月31日まで6回にわたって振込があることについて、A社の社長であるF氏及び同氏の妻で経理担当であるG氏が申立人の同社での8年8月から9年1月までの給与として振り込んだものであると主張している。

しかし、これらの振込名義人が、H社、I社、J社、K社となっており、A社ではないことから、同社における給与振込であることを確認できない。

加えて、上記の主張に関し、F氏及びG氏に照会したが、回答を得ることができなかった。

また、申立期間のうち平成9年2月1日から同年3月25日までの期間については、今回新たな資料は提出されていない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年ごろから 58 年ごろまで
② 昭和 58 年ごろから 59 年ごろまで

厚生年金保険の記録によると、実父が経営していたA社及びB社に勤務していた申立期間①及び②の加入記録が無い。両社にそれぞれ勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の事業主の供述から、期間は特定できないものの、申立人は両社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社及びB社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、A社及びB社の事業主は、それぞれ厚生年金保険の適用事業所として届出をしていないとしている。

さらに、申立人は、A社及びB社における同僚の名前を記憶していないことから、これらの者から、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年春ごろから45年3月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間は定かでないが、同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び当時の上司の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、また、平成17年の台風の被害により資料を紛失していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨供述している。

また、A社の当時の従業員は、「当時の従業員数は20人程度であり、そのうち正社員は7人から8人くらいであった。」と供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者の記録がある者はおおむね8人であることから、同社では、従業員の一部について厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番や修正等はなく、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和30年6月18日から31年12月1日まで
③ 昭和34年10月1日から36年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険又は船員保険の加入記録が無い。同社には、沈没船舶の引揚げ解体作業員（サルベージ）として昭和29年7月1日から41年1月31日まで継続して勤務しており、申立期間①、②及び③についても船員保険又は厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、「A社の船舶解体作業員から誘いを受け、昭和29年7月に同社に入社し、30年ごろから数回にわたり、B国領海（C湾）の掃海事業（沈没船舶の引揚げ解体作業）に従事し、同社の海上クレーン船上で作業をしていた。」と申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等と連絡が取れない上、同社の関連会社であるD社は、「A社は、昭和56年12月に休業となり、その後の移転等により、同社に関する人事記録等の資料は保管されていない。現在の事業主及び役員は、同社のことについて何も知らない。」と供述しており、申立人の申立期間①及び②の勤務実態や船員保険又は厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、同社における船員保険の適用年月日は不明であるが、当該被保険者名簿における整理番号1番の者の資格取得日が昭和31年2月1日であり、同日前に被保険者資格を取得している者を確認することができず、申立期間①及び②のうち、30年6月18日から31年1月31日までの期間について船員保険

の適用事業所となっていないことが推認できる。

さらに、申立人は、「B国領海の掃海事業に従事するために利用した交通機関は、民間の外国客船であり、A社が所有する船舶ではなかった。」と述べているところ、申立期間①及び②当時、同社で通関業務をしていた従業員1名は、「申立人が民間の客船を利用してB国に行っているのであれば、船員保険の適用は受けていないと思う。」と供述している。

加えて、申立期間①及び②当時、A社の期間雇用者として申立人と同様にB国領海の掃海事業に従事していた船舶解体作業員1名の同社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和30年8月1日から32年2月1日までの記録のみであり、また当該期間当時、同社で給与計算業務を担当していた従業員1名は、「船舶解体作業員はほとんど正社員ではなく、臨時社員なので厚生年金保険の加入もまばらになる。申立人の記憶はうす覚えであるが、船舶解体作業員をしていた方で、作業が忙しくなると地方から呼び寄せられてきた方だと思う。」と供述している。

加えて、申立期間①及び②を含む昭和29年から31年にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会したところ、申立人のことを知っているとは回答した船舶解体作業員4名を含む13名から回答を得たが、いずれの者も、「申立人のA社における勤務期間等については不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間のうち昭和35年11月8日から36年6月21日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等と連絡が取れない上、同社に関する人事記録等の資料は保管されていないことなどから、申立人の申立期間③の勤務実態や船員保険又は厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、「昭和34年ごろに一度、A社を退職し、兄が経営する会社で1年ぐらいい働いていたことがある。」と供述していることから、申立期間③のうち一部期間については、申立人は同社に勤務していないことが推認される。

さらに、A社において事務職であった従業員1名は、「申立期間③当時、同社には試用期間等で厚生年金保険に加入させない規定は無かったが、自分の厚生年金保険の資格取得日が同社に入社してから5か月後となっていることから、入社と同時に加入手続きはしていなかったはずである。」と供述しており、また、同社での雇用保険加入記録を確認することができる複数の者について、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録を照会したところ、資格取得日が一致していない者を確認することができることから、必ずしも全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立期間③を含む当該期間前後にA社において、厚生年金保険及び船員保険被保険者資格を取得している者に照会したところ、申立人のことを記憶している旨回答

した者3名は、いずれも、「申立人の同社における勤務期間や船員保険又は厚生年金保険の加入状況等については不明。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から35年3月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務していたときの厚生年金保険の加入記録が無い。B社が作成した「厚生年金保険加入期間について」という証明書を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚が、「申立人は1年程、A社に勤務していた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、昭和34年6月に健康保険証の更新があり、同年6月に同社において厚生年金保険に加入していた者には「34. 更」の印があるが、申立人の欄には押印されていないことが確認できる。

また、現在のB社の事業主は、「申立人に頼まれて「厚生年金保険加入期間について」という証明書を作成したが、日付及び厚生年金保険加入についてはなんの根拠もなく、申立人から要求されるままに書いたものなので、無効にしてほしい。当時の事業主は既に亡くなっており、当時の書類も保管していないことから、申立人の勤務状況、保険料控除についてはすべて不明。」と回答している。

さらに、現在のB社の厚生年金保険の事務を担当している者は、「厚生年金保険に加入していない従業員から保険料の控除をすることは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月29日から42年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の事業主は、B社の事業主の義弟であり、同社の事業主からA社の工場新設のために手助けをするよう命を受け、工場の立上げ準備から操業までの業務を行っていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在のB社の事業主の供述及び商業登記の記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社は昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社の新規適用時に被保険者資格を取得している事業主を除く従業員13名のうち、連絡が取れた同僚3名は、「社長と申立人を除く全員が、新規適用日である昭和42年2月1日に一緒に入社した。自分は、同年2月1日前に同社に勤務することは無かったので、それまでの期間における保険料控除は分からない。」と供述している上、同社の当時の代表者は既に死亡していることから、申立期間の保険料控除については確認することができない。

さらに、申立人は、A社が適用事業所となるまでの期間について、B社において厚生年金保険に加入していた旨主張しているが、現在のB社の事業主は、「申立期間当時、申立人は当社に在籍しておらず、当社において厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月21日から同年12月29日まで
② 昭和19年1月4日から20年9月1日まで

年金事務所から厚生年金保険の期間照会についての回答を受け取り、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、会社からは脱退手当金の説明が無く、自分で手続もしていないし、一時金も受け取ってはいないので脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和22年9月26日に支給決定されているところ、当時が通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できないことから、申立期間に係る最終事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12758 (事案 5612 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで

A病院 (現在は、B病院) に勤務した申立期間の厚生年金保険の記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。前回申立時に、年金記録の無い職員もいたと聞いたが、年金記録が無い職員は、自分とは異なる部署で、自分と同様の条件で勤務していた前任者及び同じ部署に勤務していた同僚には年金記録があるにもかかわらず、自分の年金記録が無いのは納得できない。

また、今回新たに、A病院の年金台帳に、自分が採用された昭和 51 年及び 52 年の名簿が保管されていないことが分かったので、この点も踏まえて再度審査して申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、A病院の在職証明書及び人事記録から、申立人が同病院に勤務していたことは確認できるものの、同病院は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられること等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、「年金記録が無い職員は、自分とは異なる部署であり、自分と同様の条件で勤務していた前任者及び同じ部署に勤務していた同僚には年金記録があるにもかかわらず、自分の年金記録が無いのは納得できない。また、新たな情報として、B病院の年金台帳に、自分が採用された昭和 51 年及び 52 年の名簿が保管されていないことが分かったので、この点も踏まえて再度審査してほしい。」と再申立てを行っている。

このことについて、B病院の総務担当者は、「当時の賃金職員の厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、保管している資料から、申立人に係る厚生年金保険の加入手続は行われていなかったと思われる。また、申立人に係る厚生年金保険料の控除については、当時の賃金台帳を保管してないため不明であるが、未加入者から保険料を控除することは考え難い。」と供述している。

また、申立人の主張する「年金台帳」について、B病院の総務担当者は、「当該年金台帳は、前回の申立ての際、当病院が提出した「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」のことであり、申立人が採用された昭和 51 年 11 月前後の同年 9 月から 52 年 2 月までの期間については、同通知書の健康保険及び厚生年金保険の整理番号は続いており、当該期間における同通知書を保管している。」と供述している。

なお、上述の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者氏名及び整理番号は、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者氏名及び整理番号と一致しており、申立期間における同被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の被保険者記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

これらのことから、申立人からの新たな情報については、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できず、このほかに、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで
② 昭和 46 年 6 月 15 日から 48 年 6 月 15 日まで

A 県の B 社で坑内員として勤務した申立期間①及び C 市の D 社で坑内員として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、勤務したとする B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が、当時の事業主と供述する者（故人）が被保険者となっていることが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 9 月 1 日であり、申立期間①のうち、37 年 6 月 1 日から 39 年 9 月 1 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社の現在の事業主は、同社は昭和 30 年代後半に A 県から E 県に移転しており、移転後は A 県で業務を行っていないと思うと供述している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、また、同社が A 県で炭鉱業務を行っていたかどうかは不明と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 30 日までの期間について、E 社で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人は同社に勤務していたと供述している。

申立期間②について、申立人は、C 市の D 社で坑内員として勤務していたと供述しているところ、当該期間当時、C 市にあった D 社の事業所は、D 社から分離して設立された F 社が運営していることが判明したが、同社は、当該期間当時の人事記録等を保存しておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和46年5月31日から同年8月31日まで、G社で雇用保険に加入していることが確認でき、申立人も、同社での記憶があると供述している。なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、同社では、当該期間当時に炭鉱業務を行っていたかどうかは不明であるものの、短期間で辞める従業員もいたため、厚生年金保険には入社と同時に必ずしも加入させていなかったと思うと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 30 日から 48 年 1 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。44 か月の加入期間に対し、45 か月分の厚生年金保険料が給与から控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の資格取得日は昭和 44 年 4 月 1 日、資格喪失日は 47 年 12 月 30 日と記録され、被保険者期間は 44 か月とされているが、申立人から提出された A 社の給与明細票により、44 年 4 月から 47 年 12 月までの期間に支給された各月の給与から、45 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び B 社から提出された退職者管理一覧 (抜粋) において、申立人の A 社における退職日は昭和 47 年 12 月 29 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、D 企業年金基金から提出された加入者台帳では、申立人は昭和 47 年 12 月 30 日に資格を喪失していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 47 年 12 月 30 日となることから、申立人が主張する申立期間に厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 10 日から 59 年 12 月 1 日まで

A社に臨時職員（アルバイト）として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については、申立期間直前の厚生年金保険加入期間と同様に、同社において勤務を繰り返していた。A社が在籍していたと推測する旨記載した文書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された文書によると、申立人は、申立期間において、A社に計6回勤務したとし、当時の配属先及び業務内容を具体的に記載している。また、申立期間当時の同社の従業員が申立人の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部について、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立人から提出された当該文書において、申立人が、当時の同社の所在地、業務内容等を明確に記憶していることから同社に在籍していたと推測する旨の記載を行ったものの、当時の関係資料を保管していないことから、申立期間に係る申立人の具体的な勤務期間について確認し特定することができず、厚生年金保険料の控除状況が確認できない旨回答している。

また、A社の当時の採用担当者は、短期臨時従業員（別称アルバイト）の契約期間は2か月以内を原則としており、その場合は、日雇健康保険被保険者適用除外承認通知書をアルバイトから提出してもらい、健康保険及び厚生年金保険と雇用保険の双方とも加入させていない旨回答しており、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

なお、前述のA社の採用担当者は、日雇健康保険被保険者適用除外承認通知書を提出しなかった人は、2か月以内の勤務の場合でも健康保険及び厚生年金保険と雇用保険の

双方の加入手続をした旨回答しており、申立人に係る申立期間直前の厚生年金保険加入期間（昭和57年12月10日から58年2月10日までの期間）については、当該承認通知書が何らかの理由で提出されなかったものと考えられる。

さらに、A社は、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出する前には、同算定基礎届の該当者及び非該当者の確認を行うことから、約2年間にわたる申立期間について、連続して確認漏れを見過ごすことは考えられない旨回答している。

加えて、上記の申立人を記憶していた従業員一人は、約3年間にわたるA社でのアルバイト勤務期間のうち、申立期間と重複する昭和58年6月15日から59年12月1日までの期間については、給与の手取額を多くするため、厚生年金保険に加入せずに、2か月以内の勤務を繰り返していた旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年4月5日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、義兄から紹介されて入社し、B国軍の基地設営、清掃等の業務を行っており、同社の健康保険証も使用していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、B国軍の基地設営、清掃等の業務に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、申立人は、勤務したと主張するA社の事業主、上司、同僚の氏名等を記憶しておらず、同社の所在地についての記憶があいまいであることから、同社を特定することができない。

また、申立人は、A社を紹介したのは申立人の義兄であると申し立てているが、当該義兄は既に死亡しており、同社の当時の事業主の氏名、所在地等について確認することができない。

加えて、申立人が健康保険証を使用したと主張する診療所に対し、申立期間当時の受診記録の有無について確認したところ、同診療所は、既に当時の記録を破棄した旨回答しており、申立人の申立期間当時の受診記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C支社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が欠落している。当該期間についても同社に保険外交員として継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①及び②当時の厚生年金保険被保険者であった従業員に照会し、回答のあった9人のうち、二人は、いずれも申立人が同社同支社に保険外交員として勤務していたことを記憶していたことから、申立人が当該期間について、同社同支社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、回答のあった9人のうち二人は、いずれも、入社後、試用期間が最短で3か月間あり、営業成績が上がるまでは正職員になれず、正職員となったときに厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除される取扱いであった。また、正職員になってからも3か月ごとの格付けがあり、成績によっては、厚生年金保険から脱退することもあった。試用期間及び厚生年金保険に未加入の期間は保険料の控除が無かった旨供述している。

また、A社C支社に係る上記の被保険者名簿によると、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、一定期間経過後に被保険者資格を喪失し、その後、再取得しているため、被保険者記録に欠落のある者が複数確認できる。

以上のことから判断すると、A社C支社においては、申立期間①及び②当時、採用した従業員について、一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いを行い、また、従業員を厚生年金保険に加入させた後についても、その営業成績に応じ、厚生年金保険の被

保険者資格を喪失させる取扱いを行っており、従業員を厚生年金保険に加入させていない期間については、厚生年金保険料を給与から控除していなかったことがうかがえる。

さらに、A社C支社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の業務を継承したB社は、当時の関係資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
昭和 39 年に A 社 (現在は、B 社) に入社し、40 年 1 月に C 市にある支店に異動した。この支店は、後に D 社となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤後も継続して勤務していたので、申立期間について、A 社又は D 社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元事業主及び同僚等の供述から判断すると、申立人が、A 社に入社し、申立期間は同社の子会社である D 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に申立人を含め 7 人が被保険者資格を取得しており、うち 5 人は同社の被保険者となる前に A 社に係る被保険者記録があるが、5 人全員が昭和 44 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B 社は平成 5 年 6 月 26 日、D 社は同年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除状況について確認できない。

加えて、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した同僚に、その日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除状況について照会したものの、保険料控除をうかがわせる資料は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月7日から61年3月31日まで
A社に副社長として勤務した期間が厚生年金保険に未加入と分かった。しかし、同社に勤務していたことは当時の建物賃貸借契約書により証明できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事担当者及び複数の従業員の供述から、期間は特定できないが、申立人がA社に副社長として勤務したことは認められる。

しかし、上述の人事担当者は、「申立人の雇用契約は、外国人の海外勤務契約に該当し、その場合は厚生年金保険及び雇用保険を適用せず、給与から保険料を控除しなかった。」と供述しているところ、申立人と同様に同社に勤務していた複数の外国人のうち、一般従業員以外の名前は、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されていないことが確認できる。

また、申立人はA社から健康保険証を受け取ったと供述しているが、同社の関係者は、「申立人等海外勤務契約の外国人の健康保険については、B国の医療保険会社C社の保険に加入させる取扱いだった。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿に健康保険番号の欠番等は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 12768 (事案 953 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月24日から同年8月1日まで

A社B店での加入記録が昭和27年4月1日資格取得、28年6月24日資格喪失となっているところ、26年7月1日に同社に入社し、28年7月末ごろに退社した記憶があるので、第三者委員会に対して申し立てたが、事業主及び同僚の証言等から26年7月1日の資格取得日についてのみ申立てが認められた。しかし、28年7月ごろにA社B店から賞与を受け取った後で同社を退社したはずである。新たな資料は無いが、資格喪失日が相違していることに納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和28年7月ごろにA社B店から賞与を受け取った後で同社を退社したと主張しているが、申立期間に係る勤務実態を推認できる資料等が同社に一切残っていない上、同僚の証言も得ることができないこと、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議に納得できないとして、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張しているが、当委員会で再度確認したところ、申立人から新たな資料の提出は無い上、前回照会した同僚2名、新たに照会した申立期間当時の同僚1名及びその他従業員7名からも、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8102の取消し

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年3月30日付けで行われた、申立人の年金記録に係る苦情のあっせんを取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、手続の誤りに気付き、既に平成21年4月1日に社会保険事務所に訂正の届出を提出しており、訂正はまだ行われていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における資格喪失日に係る記録については、雇用保険の加入記録及びB社から提出された「申し立て理由」等から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和61年10月1日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとして、既に当委員会 で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年3月30日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成22年3月30日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録は、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険被保険者原票に申立期間に係る記録が記載されていることが認められたことを理由に、既に平成21年12月11日付けで、昭和61年10月1日に訂正されており、申立人からは、社会保険事務所に対して同記録訂正に基づいた年金記録に係る確認申立取下書が提出されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成22年3月30日付けあっせんに基づく申立人の申立期間における資格喪失日に係る記録の訂正を行う必要はないものと認められることから、当該あっせんを取り消すことが必要である。